

第2期 笠間市子ども・子育て支援事業計画

[令和2年度～令和6年度]



令和2年3月

笠間市

はじめに

近年、急速な少子化の進行、核家族化や高齢化、また地域での人間関係の希薄化により地域社会の活力が低下しているなか子育ての環境を充実させることが重要となっています。

平成 24 年 8 月に制定された「子ども・子育て支援法」に基づき、平成 27 年度から 5 年間の「子ども・子育て支援事業計画(第 1 期)」を策定し、子育て家庭の多様な保育・子育て支援ニーズに対応する子育て支援を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

そして、この度、第 1 期計画の完了を迎えるにあたり、「笠間市子ども・子育て会議」において、第 1 期計画の実績等を踏まえ、本市の現状や課題を整理し、今後 5 年間を見据えた子育て支援計画を策定するため、検討・協議を行ってまいりました。

この計画では、幼児教育・保育無償化制度や女性就業率の上昇を鑑み、幼稚園や保育所、放課後児童クラブなどの施設の利用ニーズに応えられるよう、民間施設の利用定員の拡充や施設整備を行っていく内容となっています。

また、令和 2 年 4 月開設の「こども育成支援センター」では、福祉、保健、教育分野の連携のもと、0 歳から 18 歳までの成長や発達に疑問や不安を抱える方やその保護者等に対し、相談、育成の総合的な支援機関として、切れ目ない支援体制と個性に応じた適切な支援を提供してまいります。

あわせて、令和 3 年 4 月開設予定の「子ども家庭総合支援拠点」(仮称)では、子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、子どもとその家庭・妊産婦等を対象に専門的な相談対応や継続的な支援等に努め、「子育て世代包括支援センターみらい」との連携を強化し、相談支援体制の一層の充実を目指してまいります。

令和 2 年度から 5 年間の「子ども・子育て支援事業計画(第 2 期)」では、支え合う心を大切に、だれもが子育てを楽しいと感じ『笠間』で子どもを育てて良かったと実感の持てるまちづくりを目指して、その実現に向けて関係機関と連携を強化して、市全体で取り組んでまいりますので、市民各位のご理解ご協力をお願い申し上げます。

最後に、計画策定にあたり、熱心にご審議いただいた笠間市子ども・子育て会議の委員の皆様と、貴重なご意見をお寄せいただいた市民の方々に心から御礼を申し上げます。

令和 2 年 3 月

笠間市長 山口伸樹

目次

第1章 計画の基本事項	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	4
4 計画の策定方法	4
5 国、茨城県の動向	6
①国の動向	6
②茨城県の動向	9
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題	10
1 人口、児童数、女性の就労傾向	10
①人口	10
②婚姻、出生	11
③子どもの人数	12
④女性の就労傾向	14
2 教育・保育施設及び子育て支援事業等の利用状況	15
①教育・保育施設の設置状況	15
②教育・保育施設の利用状況	17
③地域子ども・子育て支援事業の進捗状況	18
④経済支援等の給付状況	20
3 子育て環境、子育て支援の課題	21
第3章 計画の基本方針	25
1 基本理念	25
2 教育・保育提供区域	26
3 事業体系	27
4 計画の推進	27
①計画の推進体制	28
②計画の点検・評価・改善（PDCAサイクル）	28
第4章 計画の内容	29
1 教育・保育の量の見込みと提供体制	29
①教育・保育の量の見込みの考え方	29
②教育・保育事業の確保方策（提供体制）の考え方	31
③各教育・保育施設の認定区分ごとの量の見込みと提供体制（利用定員）	32

2	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制.....	33
	①利用者支援事業.....	33
	②時間外保育事業（延長保育事業）.....	34
	③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）.....	35
	④子育て短期支援事業.....	36
	⑤乳児家庭全戸訪問事業.....	37
	⑥養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク強化事業.....	38
	⑦地域子育て支援拠点事業.....	39
	⑧一時預かり事業.....	40
	⑨病児保育事業.....	41
	⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）.....	42
	⑪妊産婦健康診査.....	43
	⑫実費徴収に伴う補足給付事業.....	44
	⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業.....	44
3	子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供等の推進.....	45
	①幼稚園及び保育所（園）の認定こども園への移行促進・普及.....	45
	②質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進.....	45
	③育児休業後等における特定教育・保育施設の円滑な利用支援.....	45
	④子育てのための施設等利用給付の円滑な実施.....	45
4	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援.....	46
	①子どもを支えるためのひとり親家庭の自立支援の充実.....	46
	②社会的支援を要する子どもへの支援.....	47
	③児童虐待防止対策の充実.....	52
5	子育てと仕事の両立支援.....	54
	①子育てと仕事の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及.....	54
	②子育てと仕事の調和（ワーク・ライフ・バランス）のための基盤整備.....	55

参考資料..... 56

1	笠間市子ども・子育て会議設置条例、委員名簿.....	56
2	策定経過.....	60
3	用語説明.....	62

第1章 計画の基本事項

1 計画策定の趣旨

わが国では少子高齢化と人口減少の進行が予測されており、出生率減少と少子化に早期に歯止めをかけるため、子育て環境の充実が国全体の最重要テーマのひとつとなっています。

平成24年8月に「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27年度から全国の自治体で子ども・子育て支援新制度に基づく事業が始まりました。

さらに、国は平成28年の「ニッポン一億総活躍プラン」において「ニッポン一億総活躍社会の実現」という将来像を打ち出し、働き方改革、外国人就労の機会拡大、女性活躍社会の推進等の経済振興とそれを支える子育て支援策を一体的に推進することとし、令和元年10月から幼児期の教育・保育の無償化を導入しました。

笠間市（以下、「本市」という。）では、平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年度～令和元年度（平成31年度）を計画期間とする「笠間市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第1期計画」という。）を策定し、子育て家庭の多様な保育・子育て支援ニーズに対応する子育て支援を総合的かつ計画的に推進してきました。

そして、第1期計画の完了を迎えたことから、第1期計画の実績等を踏まえ、本市の現状や、次の5年間におけるテーマを整理し、幼児期の教育・保育の無償化という新しい制度の下で、子どもの成長と子育て家庭を支援する計画として「第2期笠間市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

『令和』という新しい時代を迎えた今日、市民・企業・関係団体等と協力・連携して、本計画に基づき、より質の高い教育・保育の提供とともに、すべての子どもが健やかに成長する子育て環境づくりに取り組みます。



2 計画の位置付け

【法的根拠】

本計画は、「子ども・子育て支援法」の基本理念（第2条）を踏まえ、同法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」（※）に該当します。

また、本計画は、第1期計画に引き続き、「次世代育成支援対策推進法」の一部改正（平成27年4月1日施行）において市町村の努力規定として定められた「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」を一部包含します。

【子ども・子育て支援法 第2条（基本理念）】

- 子ども・子育て支援（※）は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野においてその役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならない。
- 子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 子ども・子育て支援は地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならない。

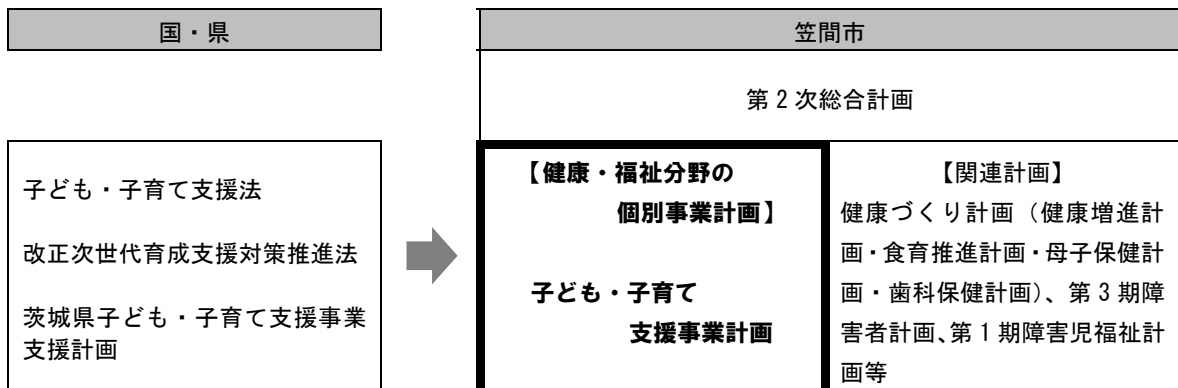
本文中（※）は62ページからの「用語説明」を参照してください。

（※）は初出に付けています。

【本市における位置付け】

本市では、市政の最上位計画である「笠間市第2次総合計画」の個別事業計画のひとつ（健康・福祉政策の「子どもを産み育てやすい環境を整えます」に基づく事業計画）として本計画を位置付けるとともに、茨城県子ども・子育て支援事業支援計画、関連分野の計画・方針との整合ならびに連動を図ります。

【本市における位置付け】



【参考】「笠間市第2次総合計画 将来ビジョン」の概要

将来像	文化交流都市 笠間 ～未来への挑戦～
計画期間	平成29年度（2017年度）～令和8年度（2026年度）
まちづくりの基本方針	基本方針1 安全・安心で快適な質の高い生活ができるまちづくり 基本方針2 多様な産業が育ち、活躍する活力あるまちづくり 基本方針3 人が集い、賑わう、多様な魅力あるまちづくり
政策	政策の方針
都市基盤	<ul style="list-style-type: none"> ● 活発な交流と拠点機能の強化により、活力あふれるまちをつくります ● 快適で安らぎに満ちた、住みよいまちをつくります
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全・安心に暮らし続けることができるまちをつくります ● 豊かな自然と環境を守り、美しいまちをつくります
健康・福祉	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>子どもを産み育てやすい環境を整えます</u> (内容) 安心して子どもを産み、次世代を担う子どもがより健やかに育まれるためには、子どもや親のおかれている環境に応じて、地域や関係機関との連携を基に、良質かつ適切な子育て支援、保育・教育を総合的に提供する支援体制の充実を図ることが必要です。「子育て世代包括支援センター」(※)を核として、相談や情報の提供、交流の場づくり等、妊娠期から子育て期において切れ目のない支援体制の取り組みを推進していきます。 地域の子育て支援機能の充実を図ることにより、子育ての孤立感や不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援し、子育てしやすい地域づくりを目指します。 ● だれもが健やかに生活できる保健・医療体制を整えます ● 相互に支えあい、優しさと心が通い合う地域をつくります
産業	<ul style="list-style-type: none"> ● 新たな活力の創造と力を生かせる環境を整えます ● 地域の誇りに満ちた活力ある産業をつくります
教育・文化	<ul style="list-style-type: none"> ● 未来を拓く子どもを育みます ● 心身ともに健やかな人を育み、生涯にわたり学習できる環境を整えます
地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様な主体が力を発揮し、つながり、暮らし続けることができる地域をつくります
自治体運営	<ul style="list-style-type: none"> ● スリムで効率的な自治体運営をめざします

【参考】「笠間市第2次総合計画 施策アクションプラン」の指標

指標名	単位	現状値 平成27年度（2015年度）	目標値 令和3年度（2021年度）
保育所・認定こども園(※)・幼稚園の利用定員数	人	2,286	2,382
子育て支援センターの利用者数	人	26,511	27,500
児童クラブ利用定員数	人	930	1,150
母子家庭等高等技能訓練促進事業利用者数	人	3	2
乳児全戸訪問実施率	%	96.3	100

3 計画の期間

本計画の期間は令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間です。

なお、計画期間中に大幅な法制度の改正や社会状況の大きな変化が生じた場合、必要に応じて見直すことを検討します。

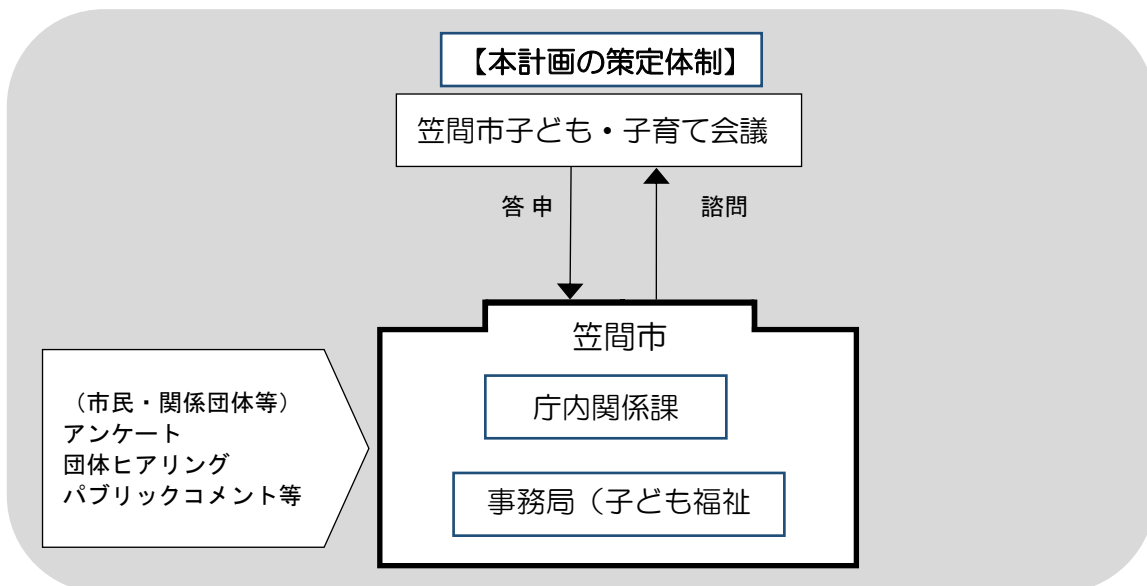
【子ども・子育てに関連する計画の期間】

	平成17年度～ 平成21年度	平成22年度～ 平成26年度	平成27年度～ 令和元年度	令和2年度～ 令和6年度 (2020～2024)
次世代育成支援行動計画（前期）	▶			
次世代育成支援行動計画（後期）		▶		
子ども・子育て支援事業計画			▶	
第2期子ども・子育て支援事業計画				本計画 ▶

4 計画の策定方法

【子ども・子育て会議の設置】

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に基づき、平成27年度に設置した「笠間市子ども・子育て会議」において、事業計画や施策推進に関する計画内容に関する協議を行いました。



【市民・関係団体等の意向反映】

就学前児童の保護者と小学生の保護者を対象に保育所（園）、幼稚園及び放課後児童クラブの利用状況及び今後の利用意向、子育て環境に関するアンケートを実施しました。

関係団体を対象に事業運営の課題や市の子育て支援への意見に関するヒアリングを実施しました。

計画内容への市民意見を反映するパブリックコメントを実施しました。

【実施概要】

【アンケート】		
種別	就学前児童アンケート	小学生アンケート
調査対象、配付数	<ul style="list-style-type: none"> 保育所（園）、幼稚園を利用している世帯の保護者 1,391人（全数） 0～2歳で保育所（園）を利用していない世帯の保護者 200人 	<ul style="list-style-type: none"> 小学生（1～6年）児童がいる世帯の保護者 929人（対象者約3,700人から抽出）
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> 保育所（園）、幼稚園を利用している世帯は保育所（園）、幼稚園で配付・回収 0～2歳で保育所（園）を利用していない世帯は郵送配付・回収 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校で配付・回収
調査期間	平成31年2月26日（火）～3月12日（火） （3月末日回収分まで）	平成31年2月26日（火）～3月12日（火）
回答数	1,313人（回答率 82.5%）	879人（回答率 94.6%）
【関係団体ヒアリング】		
調査期間	令和元年6月7日（金）～6月17日（月）（11日間）	
調査対象	5団体 ことばとこころの教室（さくらんぼ学級）、社会福祉協議会（親子通園事業）、放課後児童クラブ（NPO法人キズナベース）、民間放課後児童クラブ（かさまキッズクラブネリネ）、子育て支援センター「みつばち」	
調査方法	アンケート調査	
【パブリックコメント】		
調査期間	令和元年12月26日（木）～令和2年1月20日（月）（26日間）	
実施方法	市ホームページによる広報、市役所（支所を含む）、公民館及び図書館における計画案の閲覧 電子メール、電話、FAX等による意見提出	

5 国、茨城県の動向

①国の動向

【子ども・子育て支援新制度の施行以前】

わが国の少子化対策は、平成元年に合計特殊出生率（ひとりの女性が一生の間に子どもを生む指標）が過去最低（当時）となった「1.57ショック（※用語）」が契機となりました。

新たな少子化対策として「エンゼルプラン」（平成6年12月策定）、「新エンゼルプラン」（平成11年12月策定）、「次世代育成支援対策推進法」（平成15年7月から段階施行）、「少子化社会対策基本法」（平成15年9月施行）等を打ち出し、さらに「少子化社会対策大綱」（平成16年6月閣議決定）、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（平成19年12月）等を定め、子育て支援施策を展開しました。

この間、合計特殊出生率は平成17年に1.26まで落ち込みましたが、平成18年には回復の兆しもみえはじめました。国では、合計特殊出生率の回復基調を確かなものにするため、「新たな少子化社会対策大綱『子ども・子育てビジョン』（平成22年1月閣議決定）」を定め、「それまでの少子化対策から子ども・子育て」への転換、「子どもの最善の利益の実現（チルドレン・ファースト）」と「生活と仕事と子育ての調和」の視点を重視し、社会全体で子育てを支え、個人の希望が叶う社会の実現を目指す方針を打ち出しました。

この方針の下、待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を目的とする「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に制定され、関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度が平成27年度から施行されました。

子ども・子育て支援新制度は、すべての子どもに良質な育成環境を保障し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的として、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する新しい制度です。

【子ども・子育て関連3法】

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（上記2法に伴う児童福祉法等の改正）

平成27年4月 子ども・子育て支援新制度 施行

【第1期計画の策定以降（子ども・子育て支援新制度の施行）】

全国の市町村では、子ども・子育て支援新制度の着実な推進に向けて、各市町村が策定した子ども・子育て支援事業計画に基づき、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」を平成27年度から実施しています。

【市町村が実施する子ども・子育て支援新制度に基づく事業】

■子ども・子育て支援給付（3つの給付）			
種類	対象事業		
(ア) 施設型給付（※）	幼稚園、保育所、認定こども園		
(イ) 地域型保育給付（※）	小規模保育（※）、家庭的保育（※）、居宅訪問型保育（※）、事業所内保育（※）		
(ウ) 児童手当	—		

※（ア）施設型給付、（イ）地域型保育給付は、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性（※）を認定（下記）したうえで給付する（子ども・子育て支援法第19条）

区分	年齢	認定区分	主な利用施設
1号認定（※）	3～5歳	教育標準時間認定	幼稚園、認定こども園
2号認定（※）	3～5歳	保育認定	保育所、認定こども園
3号認定（※）	0～2歳	保育認定	保育所、認定こども園、地域型保育

■地域子ども・子育て支援事業（13事業）

① 利用者支援に関する事業	⑧ 一時預かり事業
② 地域子育て支援拠点事業	⑨ 延長保育事業
③ 妊婦に対して健康診査を実施する事業	⑩ 病児保育事業
④ 乳児家庭全戸訪問事業	⑪ 放課後児童健全育成事業
⑤ 養育支援訪問事業	⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑥ 子育て短期支援事業	⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
⑦ 子育て援助活動支援事業 （就学児対象のファミリー・サポート・センター）	

国では、「50年後（2060年代）の人口1億人の維持」という目標を掲げるとともに、平成28年に「ニッポン一億総活躍社会の実現」という将来像を示し、経済政策と子育て支援を車の両輪に例え、2つの政策の一体的な推進によって活力ある社会の維持を図ろうとしています。

この一環として、令和元年10月から幼児期の教育・保育の無償化の導入、保育所等の待機児童の解消、放課後児童クラブの拡充、多様な保育ニーズへの一層の対応等、子ども・子育てに関する一層の取り組みを進めています。

【参考】第1期計画期間における国と本市の主な動向

	国	本市
平成27年	<ul style="list-style-type: none"> 「少子化社会対策大綱」の改定：少子化社会対策基本法に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処する施策の指針 内閣府に「子ども・子育て本部」を新設：少子化社会対策大綱の推進、子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のための組織 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て新制度の導入 子育て世代包括支援センター（みらい）開設 私立幼稚園（あゆみ・岩間第一・こじか・さくら・すみれ・ともべ）・私立保育園（めぐみ）が認定こども園へ移行
平成28年	<ul style="list-style-type: none"> 「ニッポン一億総活躍プラン」の策定：希望出生率1.8の実現、介護離職ゼロの実現等が目標 「児童福祉法」の一部改正（10月から段階施行）：子どもを児童福祉の対象から児童福祉を受ける「権利主体」に転換（子どもの権利条約を準拠）、児童虐待防止対策の強化、市町村に「子育て世代包括支援センター」（法律上は「母子健康包括支援センター」）設置の努力義務を規定等 	<ul style="list-style-type: none"> 笠間幼稚園・てらさき保育所を統合し認定こども園へ移行 かさまこども園が病後児保育を開始
平成29年	<ul style="list-style-type: none"> 「子育て安心プラン」の公表：令和2年度末までに全国の待機児童の解消、令和4年度末までに女性就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備等 「新しい経済政策パッケージ」の策定：少子高齢化に立ち向かう「人づくり革命」と「生産性革命」をパッケージとする経済政策。「人づくり革命」は幼児教育の無償化、待機児童の解消等、全世代型社会保障制度への改革。財源は令和元年10月の消費税率10%への引き上げ等 	<ul style="list-style-type: none"> 稲田幼稚園、いなだ保育所が統合し認定こども園に移行 さくら幼稚園、岩間第一幼稚園が0～2歳児保育を開始 すみれナーサリーが小規模保育開始 友部第二小学校の公設児童クラブ室を増設 民間児童クラブの「かさまキッズクラブネリネ」と「すまいる」を開設 子育て短期支援事業（ショートステイ）を開始
平成30年	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援法一部改正：事業主拠出金の率の上限の引き上げ等 	<ul style="list-style-type: none"> 地域医療センターかさま病児保育室を開設 民間児童クラブ「キズナバ」開設と「がくどうともべ」1クラスを増設 就学前教育アドバイザーを開始 産婦健康診査の受診券交付（2回分） あゆみ幼稚園の閉園（平成30年度末）
令和元年	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援法一部改正：幼児教育・保育の無償化 	<ul style="list-style-type: none"> 公立認定こども園は学校法人運営の公私連携認定こども園となる いちご保育園が認可保育施設に移行（小規模保育が市内2か所となる） 稲田小学校の公設児童クラブ室を1クラス増設 民間児童クラブ「エレナ」開設、「すまいる」移転に伴い定員数を増員

②茨城県の動向

茨城県では、県内自治体における子ども・子育て支援事業の円滑な実施を支援するため、「茨城県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定しました。

平成30年3月には必要な見直しを行い、「茨城県子ども・子育て支援事業支援計画（改訂版）」を策定しました。さらに、令和2年度からの5年間の計画として、「茨城県第2期子ども・子育て支援事業支援計画」を策定しています。（※現時点での見込み）

また、「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」（平成22年4月1日施行）に続き、「茨城県子どもを虐待から守る条例」を令和元年（平成31年）4月1日から施行し、県全体ですべての子どもが虐待から守られ、健やかに成長できる社会の実現を進めています。

【参考】「茨城県子どもを虐待から守る条例」の抜粋

第1条（目的）

この条例は、子どもを虐待から守ること（以下「虐待防止」という。）に関し、基本理念を定め、県、保護者及び県民の責務並びに市町村及び関係機関等の役割を明らかにするとともに、虐待防止に関する施策の基本となる事項を定めることにより、虐待防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

第3条（基本理念）

虐待は、子どもの人権を著しく侵害する行為であり、何人も、虐待を決して行ってはならず、また、許してはならない。

2 虐待防止に当たっては、子どもの生命を守ることを最も優先するとともに、子どもの利益を最大限に考慮しなければならない。

3 虐待防止に関する施策及び取組は、県、保護者、県民、市町村及び関係機関等が、それぞれの果たすべき役割に応じて、相互に協力しながら一体的に行われなければならない。

4 虐待防止に関する施策及び取組は、保護者を孤立させない社会づくりを推進することが、虐待防止に重要であるとの認識の下に行われなければならない。

第5条（保護者の責務）

保護者は、基本理念にのっとり、子育てについて第一義的責任を有していることを深く自覚しなければならない。

2 保護者は、基本理念にのっとり、体罰及び虐待を行わないよう、子育てについての正しい理解を深め、その子どもが健やかに成長することができるよう努めなければならない。

第7条（市町村の役割）

市町村は、基本理念にのっとり、県及び関係機関等と連携し、虐待防止に関する施策の推進及び必要な体制の整備に努めるものとする。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

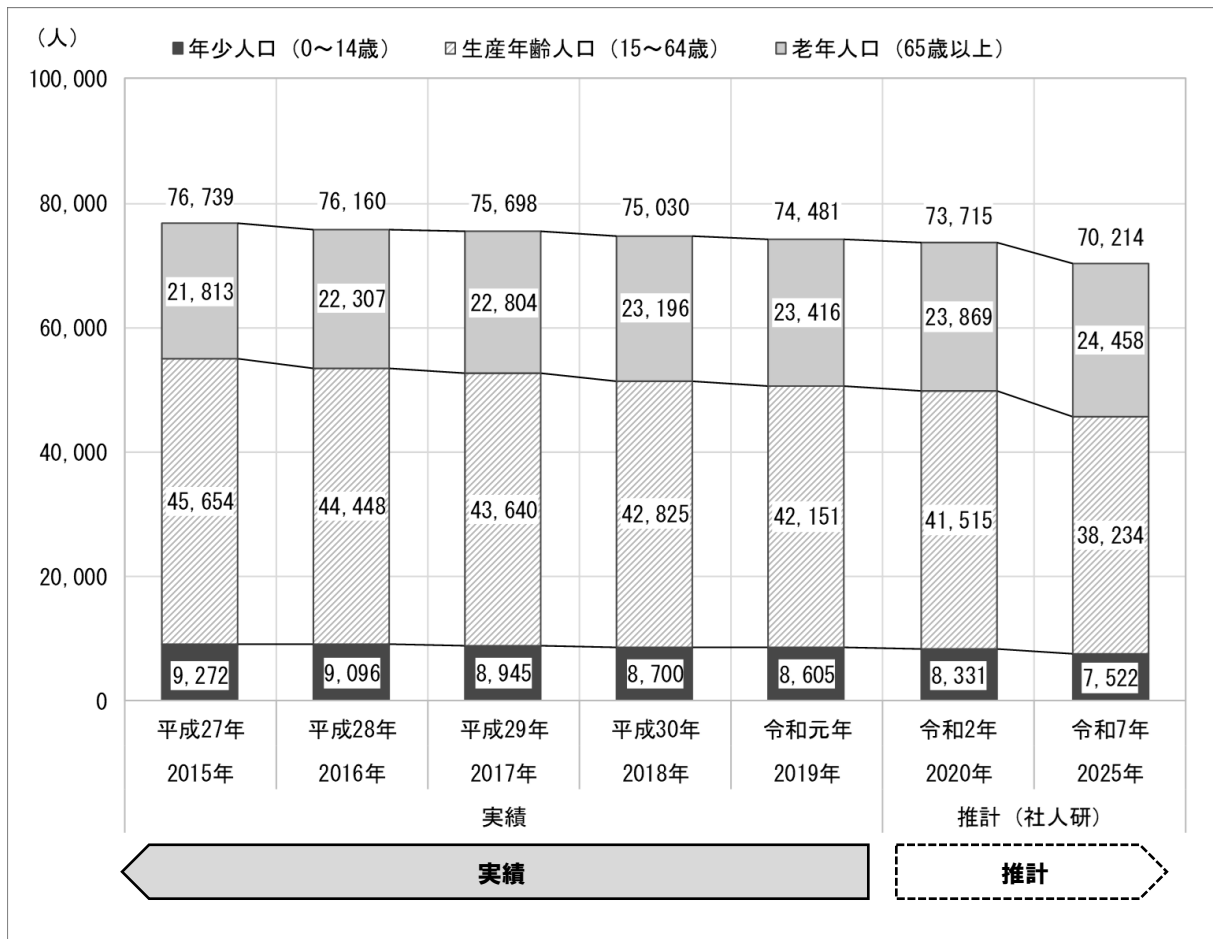
1 人口、児童数、女性の就労傾向

①人口

本市の総人口（常住人口*）は平成27年から減少傾向にあります。

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計によると、計画最終年度に近い令和7年（2025年）の本市の人口は70,000人近くまで減少する見通しであり、そのなかで少子化と現役世代の人口減少がさらに進むことが予測されています。

【総人口の推移と将来推計】



（実績：茨城県常住人口調査／平成30年以前は各年10月1日、令和元年は7月1日現在。総人口は年齢不詳を含む。

推計：国立社会保障・人口問題研究所 平成30年推計）

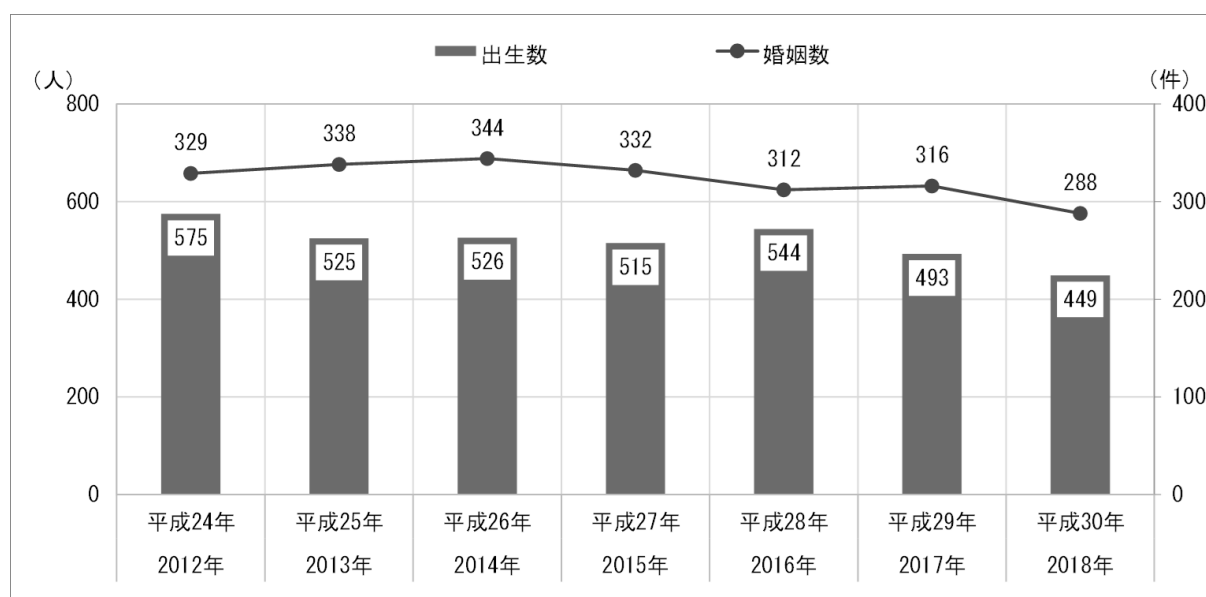
（*）常住人口：5年に1度行われる国勢調査の結果をもとに、毎月の住民基本台帳法に基づく届出（転入・転出・出生・死亡等）の増減数を加えたもの。国勢調査は住民票等の届出に関係なく、ふだん住んでいる人が対象となるため、実態を反映したものになる。

②婚姻、出生

本市における婚姻件数は、平成24年以降、年間300件台で推移していましたが、平成30年は288件にとどまり、全体的に右肩下がりの傾向がみられます。

本市の年間出生数（4月～翌年3月）は、平成24年から年間500人台で推移していましたが、平成29年から400人台になり、緩やかながらも減少傾向がみられます。

【婚姻件数、出生数の状況】



(統計かさま)

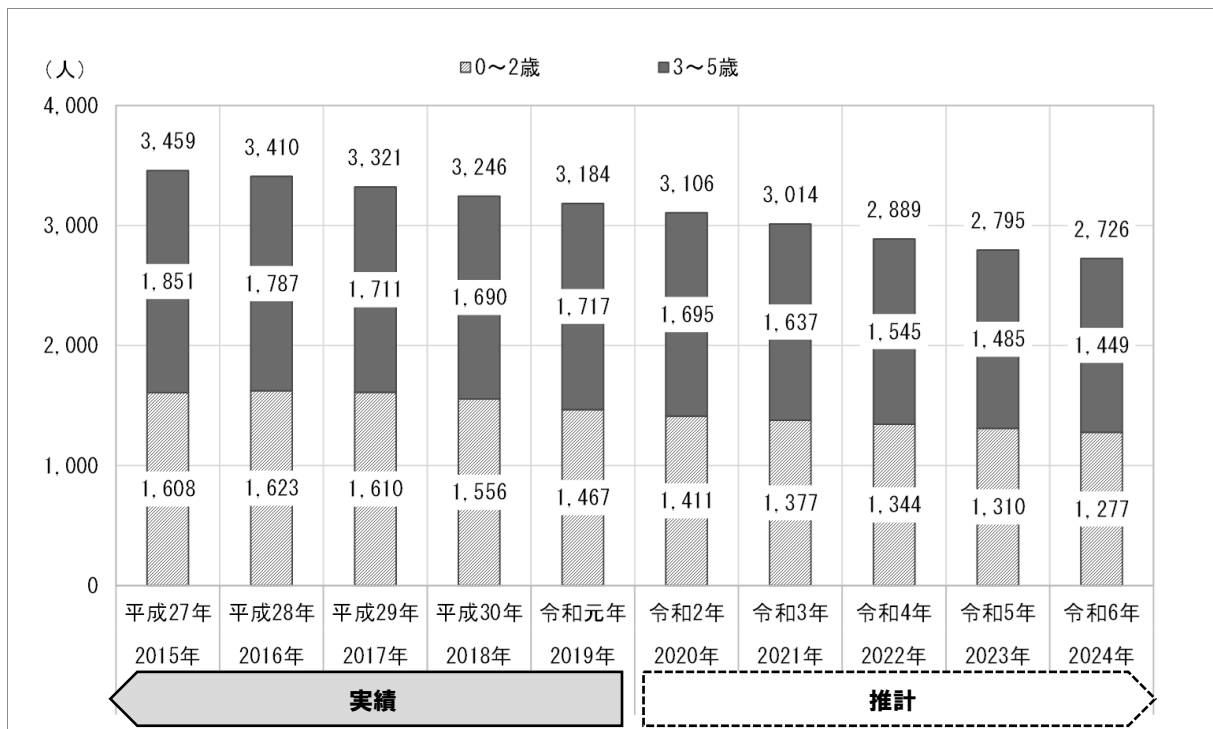


③子どもの人数

本市の人口は今後も減少する見通しであり、そのなかで、結婚・出産・子育ての中心となる年齢層の減少、晩婚化や未婚化等が出生数や子どもの人数に影響することが考えられます。

このため、平成27年以降、毎年減少している就学前児童数は、0～2歳、3～5歳ともに今後も減少する見通しです。

【0～5歳人口の推移】



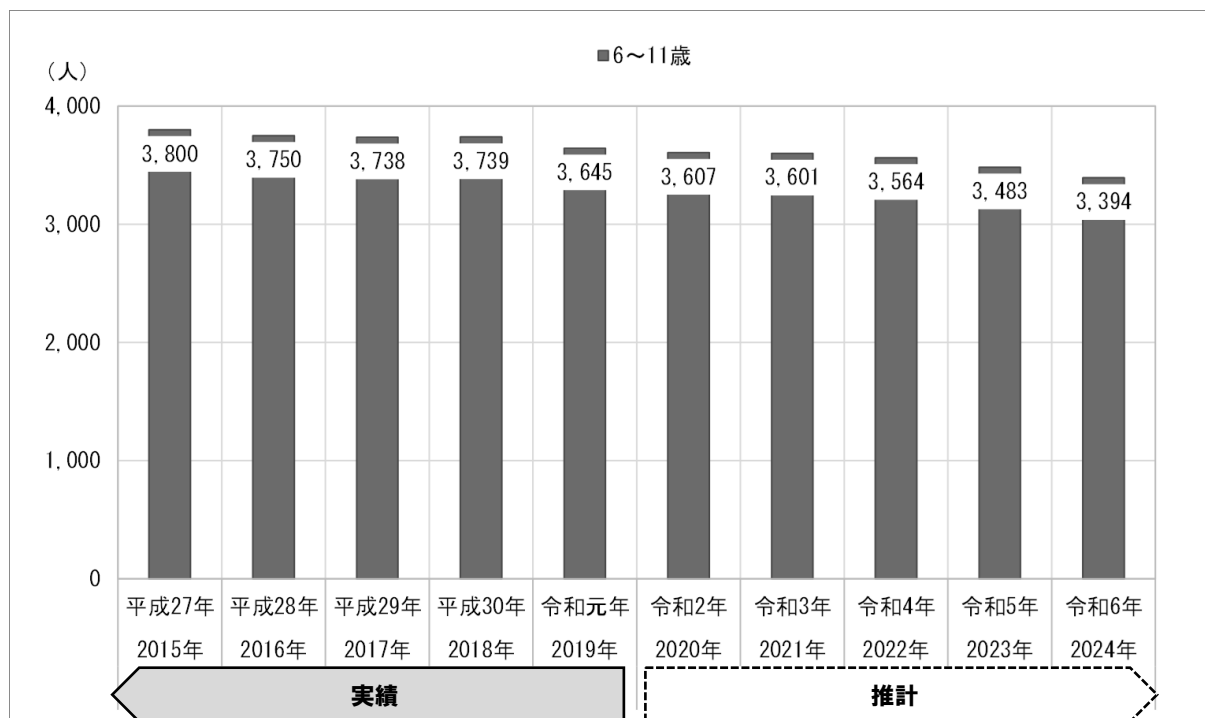
	実績					計画期間（推計）				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
0歳	543	537	493	475	457	447	436	425	414	403
1歳	515	560	556	519	485	473	463	451	440	429
2歳	550	526	561	562	525	491	478	468	456	445
3歳	600	563	552	569	586	542	507	494	483	471
4歳	622	603	553	557	563	584	540	505	492	481
5歳	629	621	606	564	568	569	590	546	510	497
0～2歳合計	1,608	1,623	1,610	1,556	1,467	1,411	1,377	1,344	1,310	1,277
3～5歳合計	1,851	1,787	1,711	1,690	1,717	1,695	1,637	1,545	1,485	1,449
合計	3,459	3,410	3,321	3,246	3,184	3,106	3,014	2,889	2,795	2,726

※各年4月1日現在

(子ども福祉課)

小学生にあたる6～11歳人口も、平成27年からの5年間、全体的には減少傾向となっています。今後、0～5歳人口の減少に伴い、6～11歳も減少する見通しです。

【6～11歳人口の推移】



	実績					計画期間 (推計)				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
6歳	578	641	632	603	568	574	575	596	551	515
7歳	615	588	638	633	607	571	577	578	599	554
8歳	664	615	589	640	636	608	572	578	579	600
9歳	591	668	615	583	635	634	606	570	576	577
10歳	647	593	668	615	584	636	635	607	571	577
11歳	705	645	596	665	615	584	636	635	607	571
合計	3,800	3,750	3,738	3,739	3,645	3,607	3,601	3,564	3,483	3,394

※各年4月1日現在

(子ども福祉課)

(推計方法)

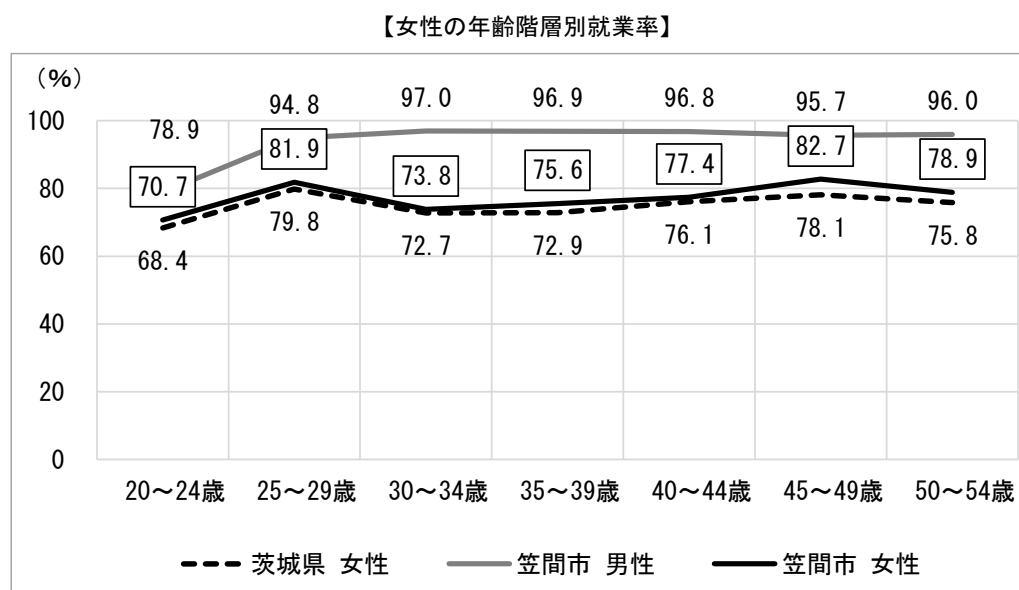
基礎データ(平成27年～令和元年の5年間)の各年齢の変化率に基づいた推計。0歳人口は、推計期間の20～44歳女性人口(社人研推計)に平成27年実績(出生数と出産年齢人口の比率)を乗じて出生数を算出したうえで、出生数と0歳人口の比率(平成27年～令和元年の5年間平均)を用いて推計。推計は基礎データ期間の人口動向を前提とし、大規模開発による社会動態の変化や出生率の大幅な増減等がないものとする。

④女性の就労傾向

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は、結婚や出産期にあたる年齢に低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆる「M字カーブ」となることが知られています。近年、共働きや育児しながら働く女性は増えており、結婚や出産期の落ち込みが小さくなる（M字カーブの谷の部分の部分が浅くなる）傾向もみられます。

本市における女性の労働力率（平成27年国勢調査）をみると、30～44歳で一旦低下するものの、「M字カーブ」というほどの落ち込みはみられず、乳幼児や就学児童を子育てする20代から40代にかけて80%前後となっています。本市の女性の労働力率は全体的に高く、ほぼすべての年齢で県平均を上回っています。

また、本市の男性の労働力率は20代から40代にかけて95%前後であることを考え合わせると、乳幼児や就学児童を子育てする世帯は共働き世帯が多いと考えられます。



（平成27年国勢調査）

2 教育・保育施設及び子育て支援事業等の利用状況

①教育・保育施設の設置状況

平成 27 年度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、全国で多くの保育園や幼稚園等が新制度に基づく教育・保育施設（施設型給付）（※）に移行しました。

【認定区分と主な利用施設】

区分	年齢	認定区分	主な利用施設
1号認定	3～5歳	教育標準時間認定	幼稚園、認定こども園
2号認定	3～5歳	保育認定	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳	保育認定	保育所、認定こども園、地域型保育（小規模保育等）

市内の教育・保育施設の設置状況をみると、平成 27 年度から、私立幼稚園（あゆみ・岩間第一・こじか・さくら・すみれ・ともべ）と私立保育園（めぐみ）が認定こども園へ移行。平成 28 年度に笠間幼稚園、てらさき保育所が統合・平成 29 年度に稲田幼稚園、いなだ保育所が統合、それぞれ認定こども園へ移行。平成 29 年度から、さくら幼稚園、岩間第一幼稚園が0歳児からの保育（3号認定）を開始。平成 29 年9月からすみれナーサリーが小規模保育を開始。平成 30 年度末に、3歳児からの保育（2号認定）を行う認定こども園を運営していたあゆみ幼稚園は閉園。令和元年度から、公立認定こども園は、学校法人の運営となり公私連携認定こども園へ。小規模保育は、いちご保育園が認可外施設から認可保育施設へ移行したことであわせて市内2か所となりました。

令和元年（平成 31 年）4 月 1 日現在、1号認定施設は9か所、2号・3号認定施設は、16か所あります。

【教育・保育施設の設置状況（単位：件数）】

認定区分	施設区分	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
1号認定	公立幼保連携認定こども園	0	1	2	2	
	私立幼保連携認定こども園	2	2	2	2	4
	私立幼稚園型認定こども園	5	5	5	5	4
	公立幼稚園	2	1			
	私立幼稚園	1	1	1	1	1
	計	10	10	10	10	9
2号・3号認定	公立保育所	4	3	2	2	2
	私立保育園	4	4	4	4	4
	公立幼保連携認定こども園	0	1	2	2	
	私立幼保連携認定こども園	2	2	2	2	4
	私立幼稚園型認定こども園	5	5	5	5	4
	小規模保育	0	0	0	1	2
	計	15	15	15	16	16
施設数（1～3号認定を同一施設で行う場合は1施設で計上）		18	17	16	17	17

※各年4月1日現在

（子ども福祉課）

教育・保育施設の利用定員は、利用者数の動向に対応して各施設運営者が設定します。

3～5歳児の幼児教育を行う1号認定施設では、利用者数の減少に対応して利用定員を徐々に減らしました。令和元年（平成31年）4月1日現在、市内合計で916人となり、平成27年から159人、約15%減少しています。

3歳児からの保育（2号認定）、0歳児からの保育（3号認定）を行う2号・3号施設では、公立保育所や私立幼稚園・保育園が認定こども園に移行し、認定こども園の利用定員が増加しました。令和元年（平成31年）4月1日現在、市内合計で1,409人となり、平成27年から198人、約16%増加しています。

【教育・保育施設の利用定員（単位：人数）】

認定区分	施設区分	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
1号認定	公立幼保連携認定こども園	0	90	126	126	
	私立幼保連携認定こども園	163	175	155	155	281
	私立幼稚園型認定こども園	695	690	660	650	600
	公立幼稚園	172	57			
	私立幼稚園	45	45	45	45	35
	計	1,075	1,057	986	976	916
2号・3号認定	公立保育所	414	329	242	242	242
	私立保育園	510	510	510	520	523
	公立幼保連携認定こども園		120	207	207	
	私立幼保連携認定こども園	202	190	210	210	417
	私立幼稚園型認定こども園	85	90	159	159	196
	小規模保育			0	19	31
	計	1,211	1,239	1,328	1,357	1,409
利用定員合計	2,286	2,296	2,314	2,333	2,325	

※各年4月1日現在

(子ども福祉課)

②教育・保育施設の利用状況

教育・保育施設の利用者（市民のみ。各年4月1日現在）は、平成27年から2,100人前後と横ばいで推移しています。ただし、0～5歳児の人数が300人近く減少していることから、利用率は平成27年の60.6%から令和元年（平成31年）は63.9%に上昇しています。

各年齢の利用率をみると、0～4歳児で上昇しており、特に0～2歳児の利用率が大きく上昇しました。令和元年（平成31年）4月1日現在の利用率は0歳児14.0%、1～2歳児45%前後、3～5歳児91.8%～95.2%であり、3歳児以上の9割が教育・保育施設を利用している状況です。

このほか、市外の教育・保育施設（水戸市、石岡市等への広域委託）の利用者は54人、市外からの教育・保育施設利用者は30人となっています（令和元年（平成31年）4月1日現在）。

【教育・保育施設の利用状況（市民のみ 単位：人、%）】

区分	年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1号認定 (教育認定)	3歳児	288	270	269	284	262
	4歳児	342	344	285	286	297
	5歳児	349	347	347	282	280
	1号認定合計	979	961	901	852	839
2号認定 (保育認定)	3歳児	219	230	221	222	276
	4歳児	242	217	235	235	239
	5歳児	251	244	226	250	243
	2号認定合計	712	691	682	707	758
3号認定 (保育認定)	0歳児	55	52	59	85	64
	1歳児	152	171	216	202	220
	2歳児	199	191	213	238	237
	3号認定合計	406	414	488	525	521
利用者合計 (1～3号合計)	0歳児	55	52	59	85	64
	1歳児	152	171	216	202	220
	2歳児	199	191	213	238	237
	3歳児	507	500	490	506	538
	4歳児	584	561	520	521	536
	5歳児	600	591	573	532	523
	利用者合計	2,097	2,066	2,071	2,084	2,118
利用率 (利用者÷年齢別 児童数)	0歳児	10.1%	9.7%	12.0%	17.9%	14.0%
	1歳児	29.5%	30.5%	38.8%	38.9%	45.3%
	2歳児	36.2%	36.3%	38.0%	42.3%	45.1%
	3歳児	84.5%	88.8%	88.8%	88.9%	91.8%
	4歳児	93.9%	93.0%	94.0%	93.5%	95.2%
	5歳児	95.4%	95.2%	94.6%	94.3%	92.1%
	0～5歳児合計	60.6%	60.6%	62.4%	64.2%	63.9%

※各年4月1日現在 市外の施設利用者、市外からの利用者を含めない (子ども福祉課)

③地域子ども・子育て支援事業の進捗状況

子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の進捗状況は次の通りです。

(主な実績)

- 乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月以内にすべての家庭を訪問。
- 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、平成29年度に友部第二小学校の公設児童クラブ室を増設、民間児童クラブの「かさまキッズクラブネリネ」と「すまいる」を開設、平成30年度に民間児童クラブ「キズナバ」開設と「がくどうともべ」1クラスを増設。
令和元(平成31)年度から稲田小学校の公設児童クラブ室を1クラス増設、民間児童クラブ「エレナ」開設、「すまいる」移転に伴い定員数を増員。
- 子育て短期支援事業は、平成29年10月からショートステイ事業を開始。
- 地域子育て支援拠点事業は、子育て支援センターとして3か所あり、そのうち2か所を民間委託で運営。
- 一時預かりは、計画(量の見込み)とかい離しているものの、各園で対応。
- 病児保育は、地域医療センターかさま病児保育室を平成30年4月に開設。

【地域子ども・子育て支援事業の計画と実績】

事業名	項目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者支援事業 (子育て世代包括支援センター)	計画	か所	1	1	1	1	1
	実績		1	1	1	1	1
時間外保育事業(延長保育事業) (実施施設)	計画	実人数	617	603	591	578	566
	実績		506	604	497	540	537
	計画	か所	15	15	16	16	16
	実績		15	15	12	12	14
放課後児童健全育成事業(低学年) (放課後児童クラブ) (高学年) (実施か所数※) (クラス数※) (利用定員数)	計画	実人数	639	629	626	635	621
	実績		628	664	734	811	817
	計画	実人数	479	469	453	448	440
	実績		203	282	340	341	385
	計画	か所	13	13	13	13	13
	実績		13	13	15	16	17
	計画	クラス	22	23	24	29	29
	実績		25	26	29	31	34
計画	人	930	980	1,005	1,078	1,078	
実績		1,005	1,045	1,135	1,190	1,284	
子育て短期支援事業	計画	人	29	28	28	27	27
	実績		—	—	29	45	50

※放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は公設と民設児童クラブの総数(子ども福祉課・健康増進課)

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

事業名	項目	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
乳児家庭全戸訪問事業	計画	実人数	526	515	502	493	483
	実績		501	497	479	432	431
地域子育て支援拠点事業	計画	人	33,675	33,017	32,811	32,111	31,391
	実績		26,511	26,606	25,335	26,623	25,410
一時預かり (幼稚園在園児)	計画	人	1,092	1,066	1,030	1,006	987
	実績		9,582	8,956	2,312	2,875	4,343
(2号認定相当による定期的な利用)	計画	人	67,308	65,691	63,449	61,978	60,802
	実績		18,604	28,170	23,279	21,197	19,380
(実施施設)	計画	か所	10	10	10	10	10
	実績		10	10	10	10	10
(在宅児の一時的な利用)	計画	人	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	実績		1,339	1,495	1,477	1,086	876
(実施施設)	計画	か所	10	10	10	10	10
	実績		15	15	15	11	11
(ファミリー・サポート・センター)	計画	か所	1	1	1	1	1
	実績		1	1	1	1	1
病児保育事業	計画	人	6,576	6,432	6,297	6,157	6,030
	実績		1,491	1,364	1,280	1,981	1,998
(実施施設) 在園児の体調不良児	計画	か所	2	2	2	2	2
	実績		2	2	3	3	3
(実施施設) 病後児保育	計画	か所	2	3	4	4	4
	実績		2	3	3	3	3
(実施施設) 病児保育	計画	か所	0	0	0	1	1
	実績		0	0	0	1	1
子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター) (低学年)	計画	人	650	640	637	645	632
	実績		171	83	68	150	140
	計画	人	12	12	12	12	12
	実績		0	0	0	0	0
妊婦健康診査	計画	実人数	526	515	502	493	483
	実績		594	535	448	506	440
実費徴収に係る補足給付を行う事業	計画	世帯数	未設定				
	実績		7	8	7	8	9
養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク強化事業	要保護児童対策地域協議会ケース検討会議等を開催し、関係機関相互の連携強化を図る						
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	認可外保育施設いちご保育園・託児ルームは、平成31年4月から小規模保育事業(A型)に移行						
そのほかの事業	産後ケア事業、産前産後サポート事業(パートナー型)、産前産後サポート事業(参加型)、産婦健診を実施						

※令和元年度の実績は9月末現在の見込み値を掲載 (子ども福祉課・健康増進課)

④経済支援等の給付状況

本市では、国の事業と連動しながら、子育て世帯への経済支援を実施しています。

【経済支援等の給付状況】

区分	事業名	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
ひとり親 家庭	ひとり親家庭等日常生活支援・ 情報提供	登録数	1	1	1	2	2
	ひとり親家庭等の親への自立 支援、就業支援 (母子父子自立支援員の設置)	人数	1	1	1	1	1
	高等職業訓練促進費	件数	3	2	2	5	6
	児童扶養手当事業	受給者数	610	614	585	561	550
	高等職業訓練促進費資金貸付 (入学準備金)	件数		0	0	1	1
子育て 世帯	子ども医療費助成 (保険年金課)	延べ人数	7,943	9,259	9,072	10,479	9,854
	児童手当等支給事業(国)	延べ児童数	104,654	102,780	100,329	97,501	94,334
	小・中学校の就学援助(学務課)	人	600	583	563	531	546

(子ども福祉課)

3 子育て環境、子育て支援の課題

就学前児童の保護者と小学生の保護者を対象に実施したアンケート、関係団体ヒアリングの結果から、より良い子育て環境や子育て支援に向けた課題をまとめました。

ア 妊娠から出産後にかけて、特に母親への継続的な支援が期待される

保護者アンケートでは、就学前児童の子育てを「父母」で行っている家庭は6割強ですが、子どもが生まれてからしばらくの間は、母親が中心に子育てをしています。

母親の心身の健康維持や不安の解消・軽減に向けて、特に妊娠から出産後にかけての取り組みが引き続き重要であり、生まれて間もない子どもの保護者のニーズが比較的大きい「親子が安心して集まるイベント、子育ての相談場所」の周知と充実が期待されます。

【就学前児童／子育ての役割】

網掛は各項目第1位	回答者 (人)	父母 ともに	主に母親	主に父親	主に祖父 または祖母	そのほか
平成30年4月～平成30年12月生まれ	33	42.4	57.6	0.0	0.0	0.0
0歳区分	120	64.2	35.0	0.0	0.0	0.8
1歳区分	214	68.7	30.8	0.0	0.0	0.5
2歳区分	231	64.5	33.8	0.0	1.3	0.4
3歳区分(年少)	249	60.2	37.3	0.4	1.2	0.8
4歳区分(年中)	243	61.3	37.0	0.4	0.4	0.8
5歳区分(年長)	195	52.8	43.1	1.5	2.1	0.0

※就学前児童の学年令：平成30年4月基準。 地域と年齢を回答した人を集計。

回答項目の数値は%。無回答は非表示。

イ 多様化する働き方に対応するため、子育て支援事業、児童クラブの充実が期待される

保護者アンケートでは、地域子育て支援拠点事業について、現状の利用よりも今後の利用希望がやや多いため、事業の一層の周知とともに、ニーズをきめ細かく把握することが重要です。また、民間委託の子育て支援センターに対する保護者の不安を解消するため、市と運営者の連携した取り組みが必要です。

就学前児童、小学生の子育て家庭の9割前後が「緊急時に子どもをみてもらえる親族や友人がいる」と回答していますが、緊急時やレスパイト（保護者の休息、リフレッシュ等）への支援は、子育て家庭にとって大きな安心感になるとともに、児童虐待やネグレクト（放棄）の未然防止にもつながります。

このため、関係機関と一層の連携を図りながら、病児・病後児保育、子育て短期支援事業（ショートステイ事業）、夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）、ファミリー・サポート・センター等の子育て支援事業の充実の検討が求められます。

関係団体ヒアリングから、民間児童クラブ運営の課題として、職員・ボランティアの確保と育成、設備の充実、利用者の費用負担の軽減等が挙げられています。また、児童クラブ同士の交流、相談機関や関係団体を含めた協議会の設置を望んでおり、より良い子育て環境に向けて、市と関係団体で一緒に考える協働の仕組みづくりに期待を寄せています。

ウ 教育・保育の質の向上、子どもの発達支援への取り組みが期待される

保護者アンケートでは、平日の定期的な教育・保育事業について、利用状況と利用希望が概ね一致しており、ニーズに応じた提供ができています。利用希望は「認定こども園」が最も高くなっています。各施設の運営に関しては特段の課題はみられませんが、市への期待として、医療環境に次いで「就学前の教育や保育の質を高める」ことを挙げています。

このことから、公立・私立ともに各施設管理者は利用者の意見を丁寧に把握しながら、子どもの安全と健やかな成長を最優先に教育・保育の質の向上に継続的に取り組むことが求められます。

【就学前児童／各施設に対する利用者評価（全体評価）】

網掛は各項目第1位	回答者 (人)	満足度 (満足+ほぼ満足)	ふつう	不満度 (やや不満+不満)
幼稚園	90	80.0	14.4	3.3
公立の認可保育所	276	81.2	14.1	3.6
民間の認可保育所	151	82.8	12.6	2.6
認定こども園	670	81.9	14.6	2.5

※回答項目の数値は%。無回答は非表示。

子どもの成長や発達には個人差がありますが、全国的にみると、発達に関する支援を必要とする子どもが増えていると考えられています。本市においても、幼児のことばとこころの教室の利用者は増加しています。

このため、発達に関する支援を必要とする子どものフォローアップや、子どもと保護者を早い段階からサポートする関係機関・多職種の連携体制の充実、心理士や保健師等による発達相談や家庭訪問・巡回相談等、継続的な支援体制が求められています。

エ 就労継続に向けて、職場での出産や子育て家庭への配慮、復職への支援が期待される

保護者アンケートの母親の就労状況から、0～5歳児の子育て家庭の7割～9割が『共働き（産休・育休中を含む）』と考えられます（父親はほぼ全員が就労中）。無職の母親の半数は「子どもが4歳頃になるまで育児を優先する」考えを持っているものの、ほぼ全員が就労継続か就労復帰を希望しています。

このことから、職場における子育て家庭への配慮（ワーク・ライフ・バランスの普及等）、育児中で無職の母親対象にパート・アルバイト等の情報提供、資格取得や職業技能の向上の支援等に向けて、国、県、市の産業部門と連携して取り組むことが期待されます。

【就学前児童／母親の就労状況】

	回答者（人）	共働き				以前は就労していたが、現在は就労していない	これまで就労したことがない	共働き（該当項目の合計）
		フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である	パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である			
平成30年4月～平成30年12月生まれ	33	0.0	33.3	6.1	15.2	45.5	0.0	54.6
0歳区分	120	30.0	5.0	46.7	2.5	15.8	0.0	84.2
1歳区分	214	37.4	8.9	33.6	1.9	16.8	0.9	81.8
2歳区分	231	45.0	8.2	38.1	1.7	5.6	0.0	93.0
3歳区分（年少）	249	33.3	4.4	35.3	2.4	22.1	0.8	75.4
4歳区分（年中）	243	32.5	2.9	42.4	1.2	19.3	1.6	79.0
5歳区分（年長）	195	31.3	2.1	37.9	2.1	22.6	2.1	73.4

※就学前児童の学年令：平成30年4月基準。 地域と年齢を回答した人を集計。

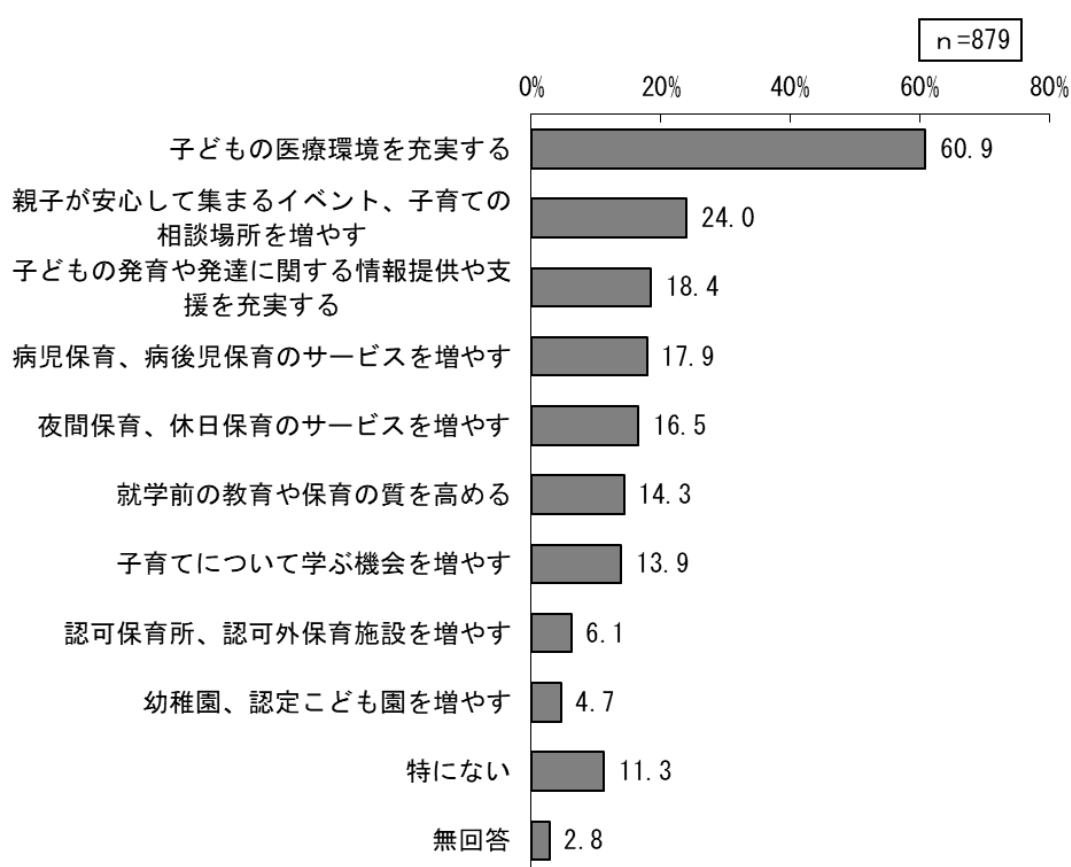
回答項目の数値は%。無回答は非表示。

オ 医療環境の向上、情報提供に継続的に取り組むことが期待される

保護者アンケートでは、本市の子育ての環境や支援の満足度が平成 25 年度調査結果を上回りました。今後は保護者の期待が特に大きい「子どもの医療環境」の向上に継続的に取り組むことが求められています。

「幼稚園、保育所、認定こども園、学校」からの情報提供の内容、「笠間市の広報」、子育て支援アプリ「かさまぽけっと」等で広報をしていますが、今後も広報活動の充実に力を入れることが必要です。

【小学生／笠間市の子育て支援について特に期待すること】



第3章 計画の基本方針

1 基本理念

〈基本理念〉

地域みんなで支え合う 子育てのまち 笠間市

これからの人口減少社会では子育てと仕事の調和（ワーク・ライフ・バランス）がより重視されるようになります。また、子どもの人権を守り、様々な状況にある子どもの健全な成長・発達を支えることがより強く求められます。

本市では笠間市総合計画の将来像実現のために、支え合う心を大切に、だれもが子育てを楽しみ感じ、『笠間』で子どもを育てて良かったと実感できるまちづくりを目指しています。そして、これからの社会においてこの子育て支援の方向性はますます重要になります。

こうした認識に立ち、「笠間市次世代育成支援行動計画後期計画」から継承する基本理念を本計画においても引き続き継承します。

一貫した基本理念の下、社会の要請や本市の状況に応じて事業の再編を行いつつ、家庭における子育ての孤立感を和らげ、保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じ、親として成長しながら子育てができるよう、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりにこれまで以上に取り組みます。

また、乳幼児期からの子どもの発達に応じた適切な保護者の関わり、質の高い教育・保育、子育て支援の安定的な提供により、子どもが安心して生まれ、子ども同士が集団のなかで育ち合う環境づくりに向けて取り組みます。

2 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情、そのほかの社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定します。教育・保育提供区域は、教育・保育事業の量の見込み、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みとともに、提供体制の確保の内容を示す区域となるものです。

第1期計画では、どこの地区からでも市内の教育・保育を利用できるよう、市全域を1つの区域として設定しました。本計画期間においても次の理由から1つの教育・保育提供区域を設定（継続）します。

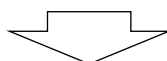
【1つの教育・保育提供区域を設定（継続）する主な理由】

- ①教育・保育施設と小学校との連携をさらに進めることができる
- ②現行の利用実態に特段の問題がなく、サービスの効率的な提供を継続できる
- ③提供区域の変更に伴う利用者やサービス事業者への影響がない
- ④計画期間内に大規模な住宅地開発等の予定はなく、これまでの人口推移や地区の人口バランスを大きく変えるような転入・転出や出生率の極端な変動は想定できない

3 事業体系

<基本理念>

地域みんなで支え合う 子育てのまち 笠間市



項目	方針・事業
1 教育・保育の量の見込みと提供体制	①教育・保育の量の見込みの考え方
	②教育・保育事業の確保方策（提供体制）の考え方
	③各教育・保育施設の認定区分ごとの量の見込みと提供体制（利用定員）
2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	①利用者支援事業 【市直営】
	②時間外保育事業（延長保育事業） 【市直営・民営】
	③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 【委託】
	④子育て短期支援事業 【委託】
	⑤乳児家庭全戸訪問事業 【市直営】
	⑥養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク強化事業 【市直営】
	⑦地域子育て支援拠点事業 【市直営・委託】
	⑧一時預かり事業 【市直営・民営】
	⑨病児保育事業 【市直営・民営】
	⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 【委託】
	⑪妊産婦健康診査 【委託】
	⑫実費徴収に伴う補足給付事業 【市直営】
	⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 【市直営】
3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供等の推進	①幼稚園及び保育所（園）の認定こども園への移行促進・普及
	②質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進
	③育児休業後等における特定教育・保育施設（※）の円滑な利用支援
4 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	①子どもを支えるためのひとり親家庭の自立支援の充実
	②社会的支援を要する子どもへの支援
	③児童虐待防止対策の充実
5 子育てと仕事の両立支援	①子育てと仕事の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及
	②子育てと仕事の調和（ワーク・ライフ・バランス）のための基盤整備

※【 】：事業の運営主体

4 計画の推進

①計画の推進体制

<市内体制の整備、地域活動との連携>

本計画の推進にあたっては、施策に関わる関係部局が連携・協力し横断的な取り組みを積極的に進めます。

子育てサークル、子育てを支援する団体の育成とともに、各団体及び保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関・団体とより一層の連携を進め、地域全体で子どもと子育て家庭を支援する環境づくりに取り組みます。

<市民への広報・啓発、市民意見の反映>

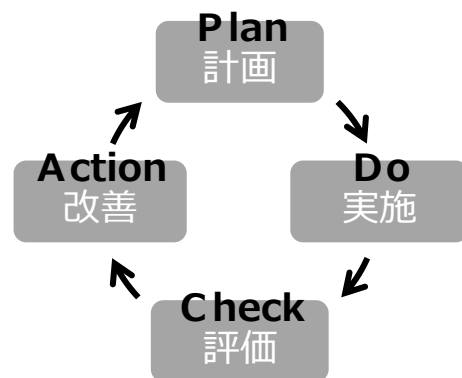
本市ホームページ等を活用し、子育て支援の取り組みや事業の進捗状況を定期的に公表し、市民と子育て支援の状況を共有します。

また、あらゆる機会を通じて市民ニーズ・意見を把握し、市民目線に立った施策・事業の推進に取り組みます。

②計画の点検・評価・改善(PDCAサイクル)

本計画は、学識経験者、子育て支援関係団体、教育関係者、保育関係者、子どもの保護者等で構成する「笠間市子ども・子育て会議」のなかで、計画の進捗状況や市民ニーズの変化等を確認し、評価を行います。

会議での評価結果を踏まえ、必要に応じ関係各部署や教育・保育施設等と連携を図りながら事業の見直しを行い、本計画の着実な推進を図ります。



第4章 計画の内容

1 教育・保育の量の見込みと提供体制

①教育・保育の量の見込みの考え方

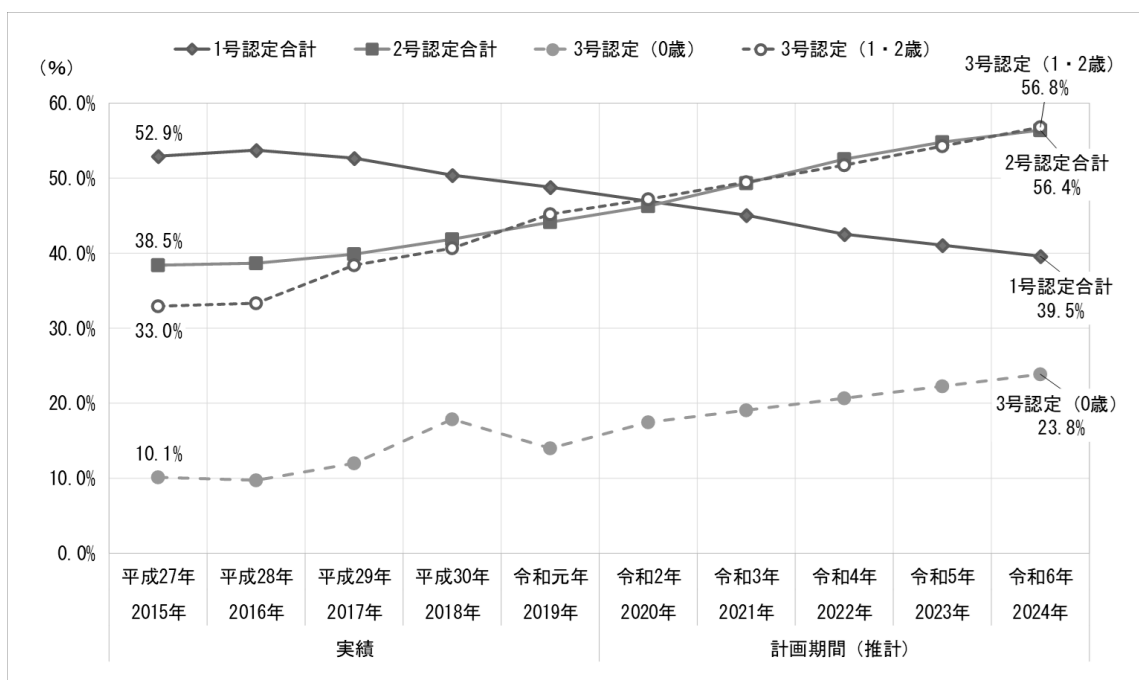
実績データ（平成27年～令和元年）の認定区分別・年齢別・年度別の利用率推移を用いて、各年度の利用率を想定しています。認定区分別利用率の想定は次の通りです。

【認定区分別利用率の想定】

区分	年齢	認定区分	利用率の想定
1号認定	3～5歳	教育標準時間認定	一定の教育希望と無償化（注）の影響はあるものの、利用率の低下傾向は続くものと見込む。
2号認定	3～5歳	保育認定	無償化と保護者の就労率上昇によって利用ニーズが高まり、利用率は伸びるものと見込む。
3号認定	0～2歳	保育認定	無償化の対象が限定されているため、影響は小さいと考えられるものの、保護者の就労率上昇によって利用ニーズが高まり、利用率が伸びる。特に、育児休業制度の普及も想定し、1・2歳児は伸びるものと見込む。

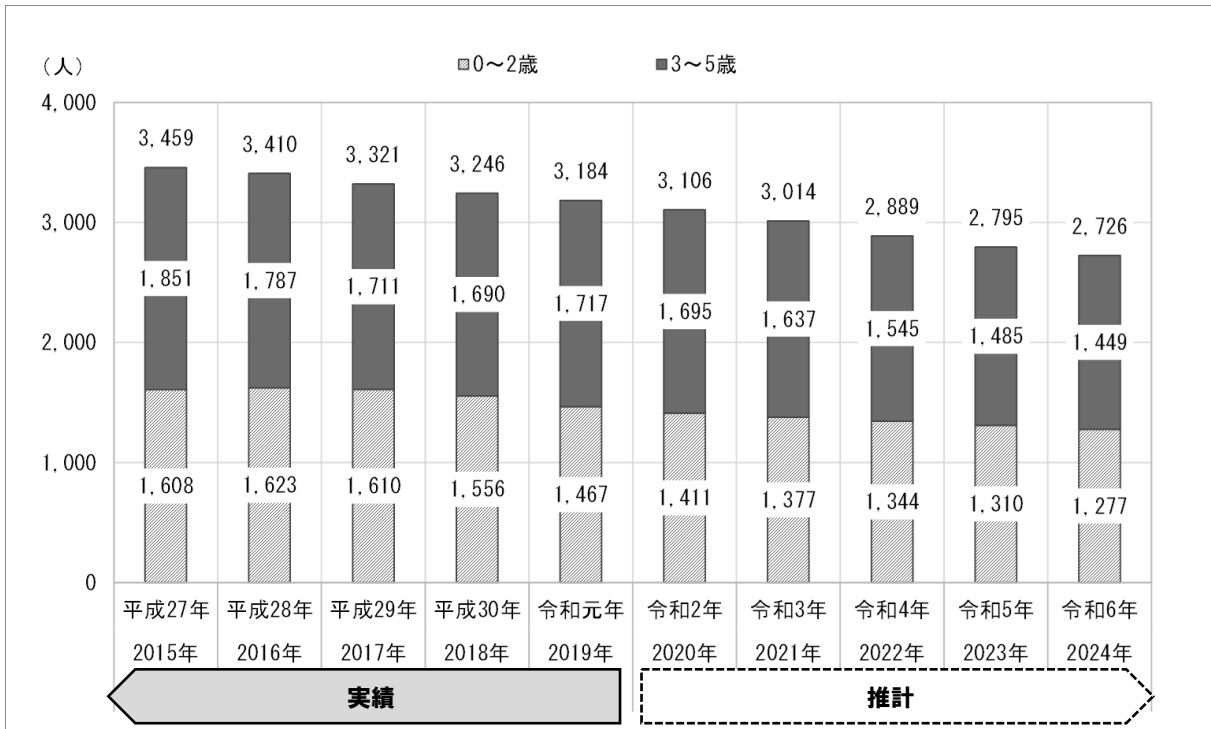
（注）子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が施行され、令和元年10月から幼稚園、保育所、認定こども園等の無償化（子育てのための施設等利用給付の創設）が導入されました。

【認定区分別の利用率の実績と推計】

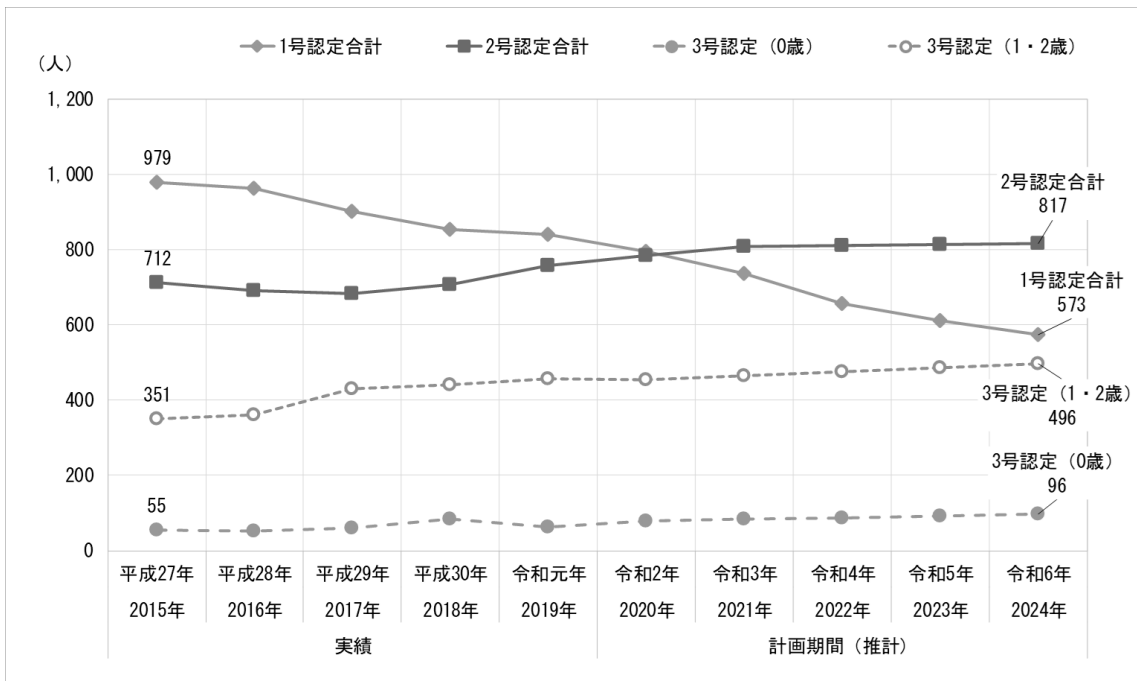


教育・保育の利用率は、1号認定が下降、2号認定と3号認定は上昇を想定しています。この利用率に当該年度の年齢別児童数推計を掛け合わせて算出する教育・保育の利用人数(量の見込み)は、0~5歳人口の減少見通しに伴い、1号認定は減少、2号認定と3号認定は増加する見込みです。

【0~5歳人口の推移】



【認定区分別の利用人数の実績と推計 (量の見込み)】



②教育・保育事業の確保方策(提供体制)の考え方

計画期間の提供体制について、1号認定、2号認定については、それぞれの量の見込みに対して、令和元年の利用定員数で受け入れることができる見込みです。

3号認定については、笠間市全体の待機児童を緩和するため、計画年度中に提供体制を確保していきます。教育・保育施設ごとの確保方策は次の通りです。

区分	内容
認可外保育施設	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、「地域型保育給付」を受けられる（「利用定員」に加えられる）施設となるかを確認します。 ○ 「地域型保育給付」を受けられる（「利用定員」に加えられる）施設となるよう、施設整備について支援します。
既存の認定こども園 幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「利用定員」の予定数が、「認可定員」を下回る施設については、2号・3号認定の「利用定員」の設定（拡大）について働きかけ、必要な施設整備について支援します。 ○ 小規模保育の導入が可能な場合には、必要な施設整備について支援します。 ○ 保育士確保のための保育士就労支援事業を実施します。
既存の保育所 (園)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育士不足が深刻で、児童の受け入れができない施設に対し、保育士確保のための保育士就労支援事業により保育士確保を支援します。 ○ 3号認定については、令和2年4月に友部地区1施設で利用定員を10名拡大する予定です。また、既存施設と連携し、確保方策を検討するほか、小規模保育施設等の新規参入に対しても支援します。
新規参入	<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存施設での供給（確保の状況）が不足であれば、新規参入に対しても支援します。

③各教育・保育施設の認定区分ごとの量の見込みと提供体制(利用定員)

【1号認定】

年齢	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3歳	特定教育・保育施設(利用定員)①	306	296	286	276	266
	量の見込み②	235	220	210	202	190
	差(①-②)	71	76	76	74	76
4.5歳	特定教育・保育施設①	610	590	570	550	530
	量の見込み②	560	517	447	408	383
	差(①-②)	50	73	123	142	147

【2号認定】

年齢	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3歳	特定教育・保育施設(利用定員)①	314	314	314	314	314
	量の見込み②	255	256	257	258	259
	差(①-②)	59	58	57	56	55
4.5歳	特定教育・保育施設①	635	635	635	635	635
	量の見込み②	530	552	554	556	558
	差(①-②)	105	83	81	79	77

【3号認定】

年齢	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
0歳	提供※	特定教育・保育施設	131	136	136	136	136
		地域型保育、認可外保育等	8	13	18	18	18
		合計①	139	149	154	154	154
	量の見込み②	78	83	88	92	96	
	差(①-②)	61	66	66	62	58	
1歳	提供※	特定教育・保育施設	190	212	224	224	224
		地域型保育、認可外保育等	11	18	25	25	25
		合計①	201	230	249	249	249
	量の見込み②	225	230	235	240	245	
	差(①-②)	▲24	0	14	9	4	
2歳	提供※	特定教育・保育施設	238	250	250	250	250
		地域型保育、認可外保育等	12	18	24	24	24
		合計①	250	268	274	274	274
	量の見込み②	230	235	241	246	251	
	差(①-②)	20	33	33	28	23	

※提供：提供体制(利用定員)

各年4月1日現在(単位：人)

(参考) 満3歳未満の保育利用率の目標率設定

区分	単位	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0~2歳児童数①	人	1,411	1,377	1,344	1,310	1,277
3号利用定員数②	人	590	647	677	677	677
保育利用率 ②÷①	%	41.8	47.0	50.4	51.7	53.0

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

①利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

母子保健型は、主として市町村保健センター等で保健師等の専門職が妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定等を行います。

本市では、子育て世代包括支援センター「みらい」（笠間市保健センター内）において、妊娠中から子育て期の親を対象に相談業務を実施しています。また、子育て支援センター（3か所）に月に1度出張し、利用者からの相談にも応じています。

【量の見込みと提供体制】

区分	項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み							
母子保健型	実施か所	か所	1	1	1	1	1
計画							
母子保健型	実施か所	か所	1	1	1	1	1

[量の見込み、確保方策の考え方]

実施か所の見込み及び提供体制の確保方策は、子育て世代包括支援センター「みらい」（笠間市保健センター内）において、引き続き実施します。

②時間外保育事業(延長保育事業)

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所（園）等において保育を実施する事業です。

本市では、現行の認定こども園、保育所（園）等において実施しています。

【量の見込みと提供体制】

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み						
利用者数（実人数）	人	673	675	666	662	664
計画						
利用者数（実人数）	人	673	675	666	662	664
実施か所	か所	16	16	16	16	16

[量の見込み、確保方策の考え方]

利用者数の見込みは、これまでの利用実績と当該年度の対象者数に、今後の利用ニーズを加味して算出しました。対象となる2号認定と3号認定を合わせた児童数は増加、利用率は近年の実績平均で想定した結果として、利用者数は横ばいで見込みます。

提供体制の確保方策は、現行の認定こども園、保育所（園）等において、引き続き実施します。



③放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に現在利用している小学校の教室、小学校敷地内専用施設、民間設置施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

本市の児童クラブは、学年ごとの定員設定はせず、柔軟に対応しています。低学年、高学年ともに利用者（登録者）は増えています。

【量の見込みと提供体制】

区分	項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み							
低学年	利用者数 (実人数)	人	794	780	794	783	756
高学年		人	398	404	390	377	371
合計		人	1,192	1,184	1,184	1,160	1,127
計画							
低学年(※)	利用者数 (実人数)	人	794	780	794	783	756
	クラス数	クラス	38	39	39	39	39
	実施か所	か所	19	19	19	19	19
高学年(※)	利用者数 (実人数)	人	398	404	390	377	371
	クラス数	クラス	38	39	39	39	39
	実施か所	か所	19	19	19	19	19
合計	利用者数 (実人数)	人	1,192	1,184	1,184	1,160	1,127
定員数(全学年)		人	1,332	1,371	1,371	1,371	1,371

(※) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) 公設と民設児童クラブの合計数

[量の見込み、確保方策の考え方]

利用者数の見込みは、これまでの利用実績と当該年度の対象者数に、今後の利用ニーズの高まりを加味して算出しました。児童数が減少するなか、利用率は実績最大値(令和元年度)で想定した結果として、利用者数(実人数)は微減で見込みます。

提供体制の確保方策は、友部地区の待機児童を緩和するため、令和3年度までに、民間児童クラブと連携し、実施施設、クラス、定員数を増やします。また、利用者意見をクラブ運営に生かすよう、クラブ運営者との情報交換、保護者へのアンケート等を実施します。

なお、放課後等に学校の余裕教室等で地域住民と協力してスポーツや文化活動を行う「放課後子供教室」は実施しません。

④子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

【利用条件】

保護者が疾病・疲労等の身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合、保護を適切に行うことのできる児童養護施設等において養育・保護を行う。原則7日以内。

本市では、平成29年10月からショートステイ事業を開始しました。県内（水戸市、茨城町等）の乳児院3施設、児童養護施設5施設、認定里親1施設が利用可能です。夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）は実施していません。

なお、このほかに障がい児への対応は、保護者が自宅において養育が困難になった場合、障害福祉サービスのなかにあるショートステイ（障害者支援施設等への短期入所）を提供しています。

【量の見込みと提供体制】

区分	項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み							
短期入所生活援助事業	利用者数 (延べ日数)	日	140	150	160	178	180
夜間養護等事業	利用者数 (延べ日数)	日	設定なし				
計画							
短期入所生活援助事業	利用者数 (延べ日数)	日	140	150	160	178	180
	実施か所	か所	9	9	9	9	9
夜間養護等事業	利用者数 (延べ日数)	日	設定なし				
	実施か所	か所	設定なし				

【量の見込み、確保方策の考え方】

短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）の利用者数の見込みは、事業を開始した平成29年度以降の利用実績（利用率）と当該年度の対象者数、利用ニーズの高まりを加味して算定しました。児童数が減少するなか、利用率は実績以上に伸びると想定した結果として、利用者数は増加で見込みます。提供体制の確保方策は、県内の児童養護施設等と連携し、引き続き実施します。

夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）は市内及び近隣の施設でも提供体制を確保できないため、引き続き実施の可能性を検討します。

⑤乳児家庭全戸訪問事業

生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

本市では、保健センター保健師等が生後 4 か月以内にすべての家庭を訪問しています。訪問後は乳児全戸訪問指導票を作成し、支援が必要な対象家庭に対しては会議等を開催し、支援につなげています。

【量の見込みと提供体制】

項目	単位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み						
利用者数（実人数）	人	447	436	425	414	403
計画						
利用者数（実人数）	人	447	436	425	414	403

[量の見込み、確保方策の考え方]

利用者数の見込みは、すべての乳児を訪問するため、各年度の 0 歳児数で見込みます。

提供体制の確保方策は、保健センター保健師等がすべての乳児を対象に、引き続き実施します。



⑥養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク強化事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、担当職員等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

子どもを守る地域ネットワーク強化事業は、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク*）の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関構成員の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

本市での取り組みは次の通りです。なお、対象となる世帯は緊急性の高いケースが多く、本事業を利用する前に発見し、支援をしていると考えられます。

- 特定妊婦（妊娠期から継続的に支援が必要と判断される妊婦）や育児に不安や虐待等の問題を抱えている世帯に対して保健師等が訪問し、育児についての悩み等の相談へのアドバイスを行う。
- より一層の支援が必要となった場合は、子ども福祉課を含め、病院等の関係機関（必要な場合は児童相談所を含める）による「要保護児童対策地域協議会ケース検討会議」を開催し、支援の内容を協議し、支援計画を策定して対応する。

【平成30年度実績】

要保護児童対策地域協議会ケース検討会議	7回
家庭児童相談室 相談員による相談件数	延べ689件
同 訪問件数	延べ96件

（*）要保護児童対策地域協議会：虐待を受けている子どもや、様々な問題を抱えている保護や支援が必要な児童、またはその保護者等を早期に発見し、適切な保護を図るために、地域の関係機関が情報を共有し、連携と協力により適切な支援を行うための機関。

[量の見込み、確保方策の考え方]

事業の性格上、利用者数の見込みは設定しませんが、今後、子ども家庭総合支援拠点を設置し、子ども家庭支援への相談、要保護・要支援児童等への支援や関係機関との連絡調整の強化を図ります。

⑦地域子育て支援拠点事業

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化等、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化するなかで、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、そのほかの援助を行う事業です。

本市では、子育て支援センター「みつばち」「くりのこ」「かんがるー」で実施しています。

【量の見込みと提供体制】

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み						
利用者数（延べ人数）	人	25,780	25,619	24,846	24,596	24,262
計画						
利用者数（延べ人数）	人	25,780	25,619	24,846	24,596	24,262
事業所数	か所	3	3	3	3	3

[量の見込み、確保方策の考え方]

利用者数の見込みは、これまでの利用実績の伸びと当該年度の対象者数に、今後の利用ニーズの高まりを加味して算出しました。児童数が減少するなか、利用率は上昇すると想定した結果として、利用者数（延べ人数）は微減で見込みます。

提供体制の確保方策は、子育て支援センター「みつばち」「くりのこ」「かんがるー」において、引き続き実施します。

⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に認定こども園、幼稚園、保育所（園）等において一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

幼稚園型は、認定こども園、幼稚園の在園児対象預かり保育、2号認定相当による定期的な利用（*）です。幼稚園型以外は、在宅児が対象であり、認定こども園、保育所（園）、ファミリー・サポート・センターの一時的な利用です。

本市では、2号認定相当による定期的な利用が最も多く、延べ人数も増えています。認定こども園、幼稚園の在園児及び在宅児の利用人数は減少傾向にあります。

（*）2号認定相当による定期的な利用：認定こども園において、保育認定に該当する条件（就労等）を満たしているが、あえて1号認定を受けて定期的に預かり保育を利用すること。

【量の見込みと提供体制】

区分	項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み							
幼稚園型	利用者数 (延べ人数)	人	25,621	24,857	23,487	22,671	22,046
幼稚園型以外	利用者数 (延べ人数)	人	1,165	1,107	1,014	961	883
計画							
幼稚園型	利用者数 (延べ人数)	人	25,621	24,857	23,487	22,671	22,046
	実施か所	か所	9	9	9	9	9
幼稚園型以外	利用者数 (延べ人数)	人	1,165	1,107	1,014	961	883
	実施か所	か所	10	10	10	10	10

〔量の見込み、確保方策の考え方〕

利用者数の見込みは、これまでの利用実績と当該年度の対象者数に、今後の利用ニーズの高まりを加味して算出しました。児童数が減少するなか、利用率は一定の教育ニーズと無償化の影響を加味したうえで、利用者数（延べ人数）は減少で見込みます。

提供体制の確保方策は、現行の各施設において、引き続き実施します。

⑨病児保育事業

病児（*1）について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

本市では、病後児（*2）保育または体調不良児（*3）保育を6施設で実施しています。平成30年4月に「地域医療センターかさま病児保育室」が開設し、病児保育を開始しました。なお、訪問型及び笠間市ファミリー・サポート・センターにおける病児・緊急対応は実施していません。

（*1）病児：病気の治療中にあり、回復期には至らないが症状が安定していて入院治療の必要はないと医師が判断した児童。

（*2）病後児：病気の回復期にあり、症状は軽度であるが安静の確保に配慮する必要があると医師が判断した児童。

（*3）体調不良児：保育中に微熱を出す等の体調不良となった児童を保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応が必要な児童

【量の見込みと提供体制】

区分	項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み							
	利用者数（延べ人数）	人	1,901	1,843	1,762	1,702	1,661
計画							
病児対応型	利用者数（延べ人数）	人	150	149	142	138	139
	実施か所	か所	1	1	1	1	1
病後児対応型	利用者数（延べ人数）	人	171	165	158	153	144
	実施か所	か所	3	3	3	3	3
体調不良児対応型	利用者数（延べ人数）	人	1,580	1,529	1,462	1,411	1,378
	実施か所	か所	3	3	3	3	3
非施設型 （訪問型）	利用者数（延べ人数）	人	0	0	0	0	0
	実施か所	か所	0	0	0	0	0
ファミサポ （病児・緊急対応）	利用者数（延べ人数）	人	0	0	0	0	0
	実施か所	か所	0	0	0	0	0

[量の見込み、確保方策の考え方]

利用者数の見込みは、これまでの利用実績と当該年度の対象者数に、今後の利用ニーズの高まりを加味して算出しました。児童数が減少するなか、利用率は実績最大値（平成30年度）で想定した結果として、利用者数（延べ人数）は減少で見込みます。

提供体制の確保方策は、現行の各施設において、引き続き実施します。

⑩子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

本市の笠間市ファミリー・サポート・センターは、民間団体への運営委託で実施しています。平成30年度の利用件数は前年度より増加しました。なお、令和元年度から運営団体の変更になり、新しくスタートしています。

【量の見込みと提供体制】

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み						
利用者数(延べ人数)	人	168	164	161	158	153
計画						
利用者数(延べ人数)	人	168	164	161	158	153

[量の見込み、確保方策の考え方]

利用者数の見込みは、これまでの利用実績と当該年度の対象者数に、今後の利用ニーズの高まりを加味して算出しました。児童数が減少するなか、利用率は実績最大値(平成27年度)で想定した結果として、利用者数(延べ人数)は微減で見込みます。

提供体制の確保方策は、笠間市ファミリー・サポート・センターにおいて、引き続き実施します。

利用促進に向けて、会員(特に提供会員)募集と積極的なPRを継続します。

①妊産婦健康診査

妊婦健康診査は、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導とともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

産婦健康診査は、産後うつや新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間、産後1か月等の出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等）です。

本市では、保健センターで母子健康手帳交付時に医療機関で行う健康診査の受診票を妊婦健康診査は14回分、産婦健康診査は平成30年度より2回分を交付し、初期からの受診勧奨と公費助成による経済的負担の軽減を図っています。健康な妊娠期を過ごし、安全に出産できるよう、支援が必要な妊婦に早期より関わり、産科医療機関等と連携し、家庭訪問等の個別支援をしながら、継続した支援を行っています。

【量の見込みと提供体制】

項目	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み							
妊婦健康診査	利用回数 (延べ回数)	回	4,471	4,360	4,250	4,141	4,030
産婦健康診査	利用回数 (延べ回数)	回	715	698	680	662	645
計画							
妊婦健康診査	利用回数 (延べ回数)	回	4,471	4,360	4,250	4,141	4,030
産婦健康診査	利用回数 (延べ回数)	回	715	698	680	662	645

[量の見込み、確保方策の考え方]

利用者数の見込みは、各年度の0歳児の人数に受診回数の実績平均で見込みます。

提供体制の確保方策は、医師会の協力を仰ぎながら、健康診査の内容や必要性について周知を図り、受診促進に取り組みます。



⑫実費徴収に伴う補足給付事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、そのほかの教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

今後も教育・保育施設等と連携して対象となる世帯の把握に努め、適切な利用を図ります。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、そのほかの多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

本市では、平成31年4月1日付けで、認可外保育施設いちご保育園・託児ルームの小規模保育事業（A型）への移行を支援しました。

今後も、教育・保育ニーズに対応する多様な事業者の能力を活用するため、事業者に対する助言・指導等の支援策を講じます。



3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供等の推進

①幼稚園及び保育所(園)の認定こども園への移行促進・普及

認定こども園は、幼稚園及び保育所(園)の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に利用できる施設であることから、幼稚園及び保育所(園)から認定こども園への移行に必要な支援に努めるとともに、認定こども園の普及を図ります。

また、幼稚園教諭と保育士への合同研修等に努めます。

②質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進

乳幼児期の発達には連続性を有し、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。

この点を十分に認識し、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行うため、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行います。また、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びや、子どもの健全な発達のための環境づくりを進めます。

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、子どもの育ちを支援する幼稚園教諭、保育士等の専門性向上に向けた研修の実施、施設・設備等の充実、認定こども園、幼稚園及び保育所(園)等と小学校との交流・連携の推進を図ります。

③育児休業後等における特定教育・保育施設の円滑な利用支援

産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて特定教育・保育施設等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、計画的な教育・保育施設の提供体制の確保に努めます。

④子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

幼児教育、保育無償化の一環として、子育てを行う家庭への経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育無償化対象の認定を受けた3歳以上の児童が利用した、認可外保育施設、預かり保育、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センターに係る施設等利用費を補助します。

4 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

①子どもを支えるためのひとり親家庭の自立支援の充実

【これまでの主な取り組み】

経済的に厳しい環境におかれるケースの多いひとり親家庭への支援は、子どもの健全な成長・発達を支えるうえで極めて重要です。

本市では、経済的な問題を抱えているひとり親家庭を対象に児童扶養手当や子どもの就学援助等の経済支援とともに、個別の相談や指導等を行う母子父子自立支援員1名を設置（平成22年4月より）し、ひとり親家庭の様々な状況に応じた生活支援を行っています。

また、保護者の就職に役立つ資格を取得するための高等職業訓練促進費支給事業に加えて、県事業を活用して家庭生活支援員の派遣や母子自立支援プログラムによる就労支援情報の提供を行い、ひとり親家庭の自立支援を図っています。

【今後の課題】

平成25～29年度の児童扶養手当受給者は600世帯前後で推移しており、全国で見られる増加傾向にはありません。しかしながら、ひとり親家庭のおかれた状況は一様ではないことから、引き続き、各家庭の状況に応じてきめ細かく対応する重層的な支援が必要です。

【これからの取り組み】

取り組み	担当部署	方針
児童扶養手当事業	子ども福祉課	父母の離婚、死亡、遺棄等により、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を図ることを目的に支給する。 不正受給者を調査し、適切な支給に努める。
就学援助費の支給	学務課	低所得及びひとり親家庭等を対象に就学援助費支給を継続する。 対象者の状況に応じて、より適切な支給となるよう支援する。
ひとり親家庭等の親への自立支援、就業支援 （母子父子自立支援員の設置）	子ども福祉課	母子父子自立支援員を設置し、ひとり親家庭等の自立に必要な情報提供、相談指導等の支援、職業能力向上等の支援を継続して行う。
高等職業訓練促進費	子ども福祉課	ひとり親家庭等の保護者が就職に有利な資格取得を支援する促進費支給を継続する。 児童扶養手当現況届の際に事業周知を図る。

②社会的支援を要する子どもへの支援

【これまでの主な取り組み】

◇子ども・保護者（支援者）等に対する支援

近年、本市では障がい児に関わる相談が微増傾向にあります。本市では保健センターと相談機関が連携し、支援を要する児童の年齢や発達に応じて各教室や相談事業につなげています。

市内の保育所、幼稚園、認定こども園では、支援を要する子ども、障がい児を受け入れています。学務課と保健センターが連携して市内のすべての園に対して巡回相談を実施し、適切な支援ができるように助言・指導等を行っています。

各施設と友部特別支援学校（「どんぐり教室」幼児の相談指導教室）が連携し、対象となる親子の個別指導（月1回程度）を行っています。

小学校進学にあたり、平成30年度から就学前教育アドバイザーを中心とする個別の就学相談を開始し、保護者と十分な相談を行っています。

支援を要する子どもを継続的に支援するため、特別支援学校の巡回相談のなかで「どんぐり教室」での指導や活動の様子を引き継ぎ、小学校での指導に生かしています。

小・中学校では、特別支援学級の児童生徒に加えて、通常学級に在籍し配慮を必要とする児童生徒を対象に、本人・学校・保護者の話し合いによる「個別の教育支援計画」を作成し、一人ひとりに適した指導を行っています。また、小・中学校と友部特別支援学校との交流機会を設け、同世代の子ども達の間関係を広げるとともに、障がいへの正しい理解を深めています。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）では、障がいや病気に関する正しい理解と指導力・対応力を身に付けた指導員を増員し、障がい児を受け入れる体制を整えています。

◇サービス・相談支援体制

本市では障がい児の相談支援の拠点となる基幹相談支援センターを業務委託で運営しています。

保育所、幼稚園、認定こども園、小学校が幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るために保幼小連絡協議会を設置し、保育所等と小学校の担当者同士がお互いの授業を参観する機会の実施、接続のための系統性のあるカリキュラムを作成しています。

だれもが生きやすい共生社会の形成に向けては、毎年度、市内事業所や障害者団体等に所属している障がい者と公立保育所等の園児と一緒に「ふれあいスポーツの集い」を開催しています。毎回500名程度が参加する行事として定着しており、「ふれあい」を通じて子ども達の健全育成につながっています。

【今後の課題】

今後、支援を要する児童や外国にルーツを持つ子どもの増加に対応するため、子ども達を地域で見守るサポート体制づくりや、特別支援教育の充実、子ども・保護者・支援者の知識・専門性の向上、社会参加機会の創出等を図ること、また、他職種・他分野機関との連携強化や相談支援体制の充実等に取り組む必要があります。

【これからの取り組み】

ア 子ども・保護者(支援者)等に対する支援の充実

取り組み	担当部署	方針
相談窓口のワンストップ化の推進 【新規：令和2年度】	こども育成支援センター (※)	発達が気になる子どもやその保護者等を対象に、切れ目ない相談支援体制を構築し、個性に応じた適切な支援を提供する。
児童発達支援事業の実施【新規：令和2年度】	こども育成支援センター	発達が気になる子どもについて、医師等の所見により、支援が必要と認められる子どもに対し、子どもの特性に応じたプログラム(小集団・個別指導)を提供し、子どもの成長や発達を促す。
ペアレントトレーニングの実施 【新規：令和2年度】	こども育成支援センター	発達が気になる子どもとの関わりについて、悩みや課題を抱える保護者に対して、子どもの特性に応じた、その子どもにとってわかりやすい、具体的で効果的な手法を学んでもうらうことで、関わり方のスキルアップを図る。
支援者等研修の実施 【新規：令和2年度】	こども育成支援センター	市内の保育施設・教育施設等で発達が気になる子の支援者となる保育士等に対し、研修会等を開催し、受講していただくことで、その子どもとの関わり方のスキルアップを図る。
幼児のこぼれところの教室の実施	こども育成支援センター	発達が気になる子どもを対象に、子どもの特性に応じた個別の通級指導を実施する。
親子フォローアップ教室の実施	こども育成支援センター	保健センターでの健康診査等で、発達面で要フォローとなった子どもやその保護者に対し、子どもの特性に適した関わり方を親子で学べる場を提供する。また、就園後、行動面での支援が必要な子どもに対して小集団での適切な関わり方を学ぶ等、子どもの集団適応力を養う。

取り組み	担当部署	方針
保育施設等巡回相談	こども育成 支援センター	保育所等で発達が気になる子どもに対して、心理士等の専門職が、保育所等を巡回訪問し、その子の特性に応じた関わり方等を助言・指導することにより、より一層、質の高い、適切な保育環境の構築を図る。
友部特別支援学校 （「どんぐり教室」幼児の相談指導教室）との連携	学務課	配慮の必要な幼児において「どんぐり教室」にて個別の指導を受けながら、幼児教育施設との連携を図る。
外国にルーツを持つ 子どもへの支援	学務課 市民活動課 子ども福祉課	外国人の英語指導助手や国際交流員が市内保育所・学校等で英語教育を実施する。 茨城県国際交流協会登録の通訳ボランティアの活用や外国人相談窓口での適切な支援を図る。
幼児期を含め早期からの教育相談・進路指導	学務課	就学前アドバイザーを中心に個別の就学相談や教育相談を実施し、幼児教育施設と小学校への円滑な接続に向けた相談・支援体制を強化する。
特別支援教育の充実 （インクルーシブ教育（*1）、合理的配慮（*2）の充実）	学務課	障がいのある幼児・児童生徒に、より良い学校生活や学習を保障するため、合理的配慮の充実を図る。 特別支援学級に加えて、通常の学級に在籍し配慮を必要とする児童生徒に「個別の教育支援計画」の作成を進める。
小・中学校と特別支援学校との交流	学務課	同じ地域の小・中学校に特別支援学校の児童生徒が訪問し、同世代の子ども同士が交流する機会を継続する。

（*1）インクルーシブ教育：障がいのある子どもと障がいのない子どもが、ともに教育を受けることであり、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった特別支援教育が必要となる。インクルーシブとは「包括的な」「包み込む」という意味。

（*2）合理的配慮：障がいのある人が日常生活や社会生活を送るうえで妨げとなる社会的障壁を取り除くために状況に応じて行われる配慮のこと。インクルーシブ教育においては必要な合理的配慮の提供が必須となる。

イ サービス・相談支援体制等の充実

取り組み	担当部署	方針
認定こども園、幼稚園、保育所（園）、小学校、放課後児童クラブ、特別支援学校等との連携、研修による専門性の向上	学務課 子ども福祉課	<p>幼児教育施設と小学校の接続リーダーを中心に保幼小連絡協議会を開催し、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図る。</p> <p>認定こども園・保育所、特別支援学校、学務課が連携し、保育士や保育教諭の意識向上を図る。</p> <p>児童クラブ指導員の資格研修等、県の研修を周知・参加勧奨し、専門性の向上を図る。</p>
放課後児童健全育成事業における障がい児、特別支援学校児童の受け入れ体制の整備	子ども福祉課	障がい児の受け入れのため、指導員への研修の受講勧奨を行い、指導員のスキルアップと障がい児に対応する指導員を増員し、体制の整備を行う。
発達が気になる子ども等の総合的な相談・育成支援 【新規：令和2年度】	こども育成支援センター	福祉・保健・教育分野の連携の下、0歳から18歳までの成長や発達への疑問や不安を抱える方及びその保護者等を対象に、地域における中核的な機関として、相談・育成の観点から総合的な支援を実施する。
基幹相談支援センターによる相談支援 【拡充：令和2年度直営実施】	社会福祉課	<p>3障がい（*3）に関わる相談支援の拠点として、成年後見人制度利用や障害者権利擁護・虐待防止等も含めた総合的な相談支援を実施する。</p> <p>また、障がい児等に関する相談支援について、こども育成支援センターとの適切な連携体制を構築し、就労・自立といった視点も視野に、生涯にわたり切れ目ない支援を実施する。</p>
医療的ケア児の支援体制の整備	社会福祉課 学務課 子ども福祉課	<p>保健・医療・福祉・教育等の連携の下、障害者地域自立支援協議会子ども部会等を通じて、医療的ケアが必要な子どもの実態把握に努めるとともに、そのニーズに応えられる支援体制の確立に向けた仕組みを構築する。</p> <p>また、顕在化する個別ケースについて、他職種・他分野連携により、対応策の検討を進めるとともに、事業所等の環境づくりを促進する。</p>

（*3）3障がい：身体障がい、知的障がい、精神障がい

取り組み	担当部署	方針
スポーツや芸術文化を通じた障がい者の自立と社会参加機会の拡充	社会福祉課	<p>東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に催事内容の見直し検討を進めるとともに、スポーツや芸術文化を通じた、自立や社会参加機会の拡充を図る。</p> <p>また、これらに参加する方々の意思疎通を一層図るため、多様なコミュニケーションが可能となる環境整備についても検討を進める。</p>
障がい児の補装具・日常生活用具の交付	社会福祉課	<p>障がい児等の日常生活上の便宜を図るための用具を給付する。</p> <p>よりニーズに応じた支援のため、対象用具等の見直しや追加を、適宜、検討する。</p>
障がい児通所支援サービスの実施	社会福祉課	<p>療育や訓練等の必要な児童に日常生活の基本的動作の指導、知識や技能の提供、集団生活への適応訓練等の支援を実施する。</p> <p>また、重症心身障がい児を支援する事業所の設置を促進する等、地域の受け皿の充実強化を図る。</p>



③児童虐待防止対策の充実

【これまでの主な取り組み】

家庭児童相談員の相談利用件数は年々増えており、継続的な相談者が多くなっています。本市では児童虐待防止対策として、幼稚園、保育園、認定こども園、学校、病院等の関係機関と連携し、傷・アザの確認や環境変化等の情報を共有し、早期の対応を行っています。また、地域子ども・子育て支援事業である乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、平成 29 年度から開始した子育て短期支援事業（ショートステイ）による早期に養育支援の必要な世帯の把握や児童施設等との連携に努めています。

このほか、親支援の一環として子育てが楽しいものになるよう、子ども達との効果的な関わり方を学ぶペアレントトレーニングの受講（児童相談所で開講）を勧奨しています。

本市の児童虐待防止対策の中心的な役割を担うのが要保護児童対策地域協議会です。協議会では平成 30 年度から要保護児童ケース進行管理会議（実務者会議）を定期的に行い、関係者の専門性向上と関係機関同士の連携強化を図っています。

【今後の課題】

要保護児童対策地域協議会において育児に対する不安や虐待等の問題を抱えている世帯への訪問、電話相談が急増しており、継続した支援が必要なケースが大半を占めています。

近年のこうした状況を踏まえ、子どもの人権を守り、児童虐待を未然に防ぐためには、母親の孤立感の解消、地域との連携、関係機関との迅速な情報共有がますます重要になります。

【これからの取り組み】

取り組み	担当部署	方針
家庭児童相談員との連携	子ども福祉課	子どもや保護者の悩みや不安を軽減するため、家庭児童相談員と連携をし、相談業務を円滑に行う。
幼稚園、保育園、認定こども園、学校、病院等との連携	子ども福祉課	児童虐待等の早期発見・早期対応するため、幼稚園、保育園、認定こども園、学校、病院等の関係機関と連携し、支援体制の強化を図る。
乳児家庭全戸訪問事業	保健センター	生後 4 か月までの乳児のいる全戸訪問を目指し、母子健康手帳交付時や電話支援の際等に事業紹介を継続する。 訪問できない場合は、乳児の様子を実際に確認する。
養育支援訪問事業の推進	子ども福祉課 保健センター	養育支援が特に必要な家庭を担当職員等が訪問し、養育に関する指導・助言を継続する。 母子保健事業を通じて早期から支援の必要な世帯を把握する。

取り組み	担当部署	方針
子育て短期支援事業の推進	子ども福祉課	<p>保護者の疾病、そのほかの理由により、一時的に児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設等で必要な保護を行う。</p> <p>想定される利用ニーズの増加に対応できるよう、県内の児童養護施設等との調整・連携を図る。</p>
出産や子育てに関する講演会の開催	生涯学習課	<p>家庭教育学級を通して、家庭が本来果たすべき役割を見つめ直す機会となるよう、子どもの発達段階に応じた家庭教育の意義と役割を親自身が学習できる機会を提供する。</p>
要保護児童対策地域協議会との連携	子ども福祉課	<p>様々な問題を抱えている保護者や支援が必要な児童を早期に発見し、適切な保護をするために、要保護児童対策地域協議会の関係機関が協力し、連携を図る。</p> <p>より一層の支援が必要なケースに対して適切な支援を行うため、要保護児童対策地域協議会ケース検討会議を開催する。</p>
子どもを守る地域ネットワーク強化事業	子ども福祉課	<p>要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、職員の専門性向上とネットワークの強化に取り組む。</p>
子ども家庭総合支援拠点の整備・運営 【新規：令和3年度予定】	子ども福祉課	<p>子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とした支援拠点を整備し、福祉に関し必要な支援に係る業務を子育て世代包括支援センター等と連携し取り組む。</p>

5 子育てと仕事の両立支援

①子育てと仕事の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及

注：国は「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」ですが、本計画の趣旨に沿って表題に言い換えています。

【これまでの主な取り組み】

本市では、男性も女性も働きやすい環境づくりに向けて、広報、情報提供、フォーラム開催等に取り組んでいます。

平成29年度までに男女共同参画推進事業者30事業者を認定し、平成30年度からは新たに女性の登用や育成、ワーク・ライフ・バランスの推進等に積極的な企業を応援するため、「キラリかさま優良企業認定制度」を発足しています。また、本市とNPO法人子連れスタイル推進協会が「多様な働き方等の推進に向けた連携協力に係る協定」を平成30年度に締結し、同協会と連携して開催した事業所向けセミナーにおいて「働き方改革」の最新事例の紹介や企業認定制度の周知等を行いました。

【今後の課題】

男性も女性も働きやすい社会形成に向けて職場における子育てと仕事の調和(ワーク・ライフ・バランス)が重要になることから、市内企業への「子連れ出勤」の導入促進、「キラリかさま優良企業認定制度」の普及等、実践的な取り組みを普及していくことが必要です。

【これからの取り組み】

取り組み	担当部署	方針
男女が働きやすい環境づくりのための広報、情報提供、フォーラム等の開催	秘書課	市内事業者において子連れ出勤をモデル事業として実施し、子連れ出勤の理解を醸成するとともに、多様な働き方の実現に向けたセミナーを開催する。 子連れ出勤モデル事業の実施結果を踏まえて改善点を検証し、継続的に実施できる仕組みを検討する。
「キラリかさま優良企業認定制度」の普及	秘書課	子連れ出勤をモデル事業とした事業者、独自の子育て支援を行う事業者を「キラリかさま優良企業」に認定する。 認定制度の周知を図り、認定事業者を増やすとともに優良事例のPRを通じて、ほかの事業者への普及を図る。
育児・介護を担う労働者への情報提供	子ども福祉課 高齢福祉課	共働き家庭等の育児や介護の不安解消を図るため、個々のニーズに応じたアドバイスを行うほか、各種制度について情報提供を行う。

②子育てと仕事の調和(ワーク・ライフ・バランス)のための基盤整備

【これまでの主な取り組み】

社会全体で子育てと仕事の調和(ワーク・ライフ・バランス)を応援するため、市内の教育・保育施設の整備を支援し、特に3号認定(0~2歳児)の利用定員の増加を図りました。また、笠間市放課後児童クラブ施設整備計画に基づき、公設の児童クラブを平成27年度までに6施設、平成28~30年度に3施設を整備しました。

子育てのために離職した保護者等の再就職に向けた就業支援として、笠間地区職業訓練校の周知、県や茨城労働局と連携して行う各種職業訓練への参加促進を図っています。また、平成27~29年度に女性の有資格者復職支援研修会、平成30年度に再就職応援セミナー、令和元年度に笠間市就職面接会の参加対象者を一般求職者に拡大して開催しました。

【今後の課題】

子育て支援の一翼を担う笠間市ファミリー・サポート・センターでは利用会員が増加傾向のなか、運営を委託する民間団体と連携し、提供会員の増加に取り組むことが必要です。また、伸び悩んでいる就業支援の研修会やセミナーの参加者拡大への工夫も必要です。

【これからの取り組み】

取り組み	担当部署	方針
教育・保育施設の整備	子ども福祉課	利用ニーズの状況と各施設からの相談や希望に基づき、施設整備への支援を継続する。
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施施設の整備	子ども福祉課	みなみ学園の移転に伴い、新たに児童クラブの施設建設の準備を行う。 公設の児童クラブに加え、民間の児童クラブと連携し、待機児童の軽減に努める。
笠間市ファミリー・サポート・センターの活動促進	子ども福祉課	小学生までの児童を子育て中の保護者を会員に、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助(提供)を希望する者との相互援助活動を促進するため、連絡、調整等を行う。 提供会員不足が深刻なため、提供会員獲得を進める。
再就職に向けた就業支援	秘書課 商工課	ハローワーク水戸マザーズコーナーが実施している就職支援セミナーとの連携を図り、子どもの成長や保護者のライフステージに合わせた働き方への支援を継続する。 参加者の増加に向けて、事業の広報・PRの工夫を行う。

参考資料

1 笠間市子ども・子育て会議設置条例、委員名簿

○笠間市子ども・子育て会議条例

平成25年9月20日

条例第30号

改正 平成26年6月16日条例第21号

平成30年3月14日条例第4号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、笠間市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に定める事務を所掌する。

2 前項に規定するもののほか、市長の諮問に基づき、本市における子ども・子育て支援に関する施策について必要な調査及び審議を行い、これを答申するものとする。

(平26条例21・一部改正)

(組織)

第3条 会議は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者

(2) 子ども・子育て支援の関係団体に属する者

(3) 教育関係者

(4) 保育関係者

(5) 子どもの保護者

(6) 公募市民

(7) その他市長が必要と認める者

(平26条例21・一部改正)

(任期)

第4条 会議の委員の任期は、2年とする。ただし、前条第6号の委員を除く委員については、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長及び副会長が不在のときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員の除斥及び回避)

第7条 委員は、第2条に掲げる事務で、自己の関係する団体等に関するものについては、除斥されるものとする。

2 委員は、前項に規定するもののほか、公平な審議を妨げる相当の理由があると認めるときは、自ら回避することができる。

3 前2項の規定による委員の除斥及び回避は、会長が他の委員の意見を聴いて決定する。

(意見の聴取)

第8条 会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、保健福祉部子ども福祉課で処理する。

(平30条例4・一部改正)

(個人情報保護)

第10条 委員は、会議において知り得た個人の情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

2 市長は、笠間市個人情報保護条例（平成18年笠間市条例第14号）に定めるもののほか、個人情報の保護のため適切な措置を講じるものとする。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

笠間市子ども・子育て会議委員名簿【平成29年11月7日～令和元年11月6日】

◎：会長、○：副会長

区分	氏名	団体名等
学識経験を有する者	◎福 田 洋 子	常磐短期大学教授（幼児教育保育学科長）
	磯 山 あけみ	上智大学准教授（母性看護・助産学）
子育て支援関係団体に属する者	菅 谷 則 子	NPO法人市民支援センターともべ 代表理事
	宮 本 洋 子	笠間市民生・児童委員協議会 主任児童委員
	久 野 友 里	茨城県立友部特別支援学校教諭 (平成31年3月31日まで)
	秋 葉 学	茨城県立友部特別支援学校教諭 (平成31年4月1日より)
	中 宮 史 恵	笠間市ファミリー・サポート・センター
教育・保育関係者	○大 関 賢 一	岩間第一幼稚園 園長
	浅 野 学 志	めぐみこども園 園長
	長 堀 成 子	友部第二小学校 校長（笠間市校長会） (平成31年3月31日まで)
	新 井 淳 子	大原小学校 校長（笠間市校長会） (平成31年4月1日より)
	関 泉	いなだこども園 園長 (平成31年3月31日まで) ともべ保育所 所長 (平成31年4月1日より)
	成 田 順 子	くるす保育所 所長
	柳 澤 裕 子	子育て支援センター指導員
子どもの保護者	白 石 綾 乃	いなだこども園保護者
	幡田寛 光	ともべ保育所保護者
	富 施 絵 美	岩間第一幼稚園保護者
	荒 木 綾	おしのべ保育園保護者
公募市民	渡 辺 薫	公募市民
	丹 家 倫 子	公募市民
その他市長が必要と認める者	鷹 松 丈 人	福祉部長 (平成30年3月31日まで)
	下 条 かをる	保健福祉部長 (平成30年4月1日より)
	小田野 恭 子	教育次長

笠間市子ども・子育て会議委員名簿【令和元年11月7日～令和3年11月6日】

◎：会長、○：副会長

区分	氏名	団体名等
学識経験を有する者	◎福 田 洋 子	常磐短期大学教授（幼児教育保育学科長）
	北 野 智 子	茨城県立中央看護専門学校講師（助産師）
子育て支援関係団体に属する者	菅 谷 則 子	NPO法人市民支援センターともべ 代表理事
	町 田 治 久	笠間市民生・児童委員協議会 主任児童委員
	加 固 友 衛	茨城県立友部特別支援学校 教頭
	根 本 房 子	笠間市ファミリー・サポート・センター
教育・保育関係者	○大 関 賢 一	岩間第一幼稚園 園長
	浅 野 学 志	めぐみこども園 園長
	新 井 淳 子	大原小学校 校長（笠間市校長会）
	関 泉	ともべ保育所 所長
	成 田 順 子	くるす保育所 所長
	柳 澤 裕 子	子育て支援センター指導員
子どもの保護者	富 施 信 也	ともべ保育所保護者
	深 作 瑛 梨	くるす保育所保護者
	角 田 幸	さくら幼稚園保護者
	古 市 亜左美	岩間第一幼稚園保護者
公募市民	富 田 秀 子	公募市民
	奥 田 いつ花	公募市民
その他市長が必要と認める者	下 条 かをる	保健福祉部長
	小 田 野 恭 子	教育次長

2 策定経過

年月日	会議等
平成 30 年 8 月 30 日	平成 30 年度第 1 回笠間市子ども・子育て会議 (1) 笠間市子ども・子育て支援事業計画（平成 29 年度実績）について (2) 子育て短期支援事業／地域医療センターかさま病児保育室利用状況 (3) おしのべ保育園認可定員・利用定員の変更について (4) 幼稚園型認定こども園 こじか幼稚園（接続型）への移行について (5) 小規模保育事業の実施について
平成 31 年 2 月 26 日～ 3 月 12 日	子ども・子育て支援事業計画策定のための「ニーズ調査」の実施
平成 31 年 3 月 22 日	平成 30 年度第 2 回笠間市子ども・子育て会議 (1) 第 2 期笠間市子ども・子育て支援事業計画について (2) 大沢保育園増改築に伴う利用定員の変更について (3) いちご保育園（小規模保育施設）の内容変更について (4) 平成 31 年度 保育所等の利用定員について (5) 平成 31 年度 新規事業について
令和元年 6 月 7 日～ 6 月 17 日	笠間市子ども・子育て支援事業計画策定に伴う関係団体ヒアリング（アンケート調査）の実施
令和元年 7 月 8 日	令和元年度第 1 回笠間市子ども・子育て会議 (1) 子ども・子育て支援事業の実績（平成 30 年度）の報告について (2) アンケート（ニーズ調査）の報告について (3) 計画構成案（現状と課題まとめ）について
令和元年 7 月 22 日	市議会全員協議会において、子ども・子育て支援事業計画策定に ついての報告
令和元年 8 月 27 日	令和元年度第 1 回笠間市子ども・子育て庁内ワーキング (1) 関係事業の評価・今後の方針について
令和元年 9 月 26 日	令和元年度第 2 回笠間市子ども・子育て会議 (1) 子ども・子育て支援事業計画（素案）について 第 3 章 計画の基本方針について 第 4 章 計画内容について (2) 岩間第一幼稚園利用定員の変更について

年月日	会議等
令和元年 11 月 12 日	令和元年度第 2 回笠間市子ども・子育て庁内ワーキング (1) 子ども・子育て支援事業計画（中間案）について
令和元年 12 月 13 日	市議会全員協議会において、子ども・子育て支援事業計画（案） の報告
令和元年 12 月 16 日	令和元年度第 3 回笠間市子ども・子育て会議 (1) 子ども・子育て支援事業計画（案）について
令和元年 12 月 26 日～ 令和 2 年 1 月 20 日	パブリックコメントの実施
令和 2 年 2 月 6 日	令和元年度第 3 回笠間市子ども・子育て庁内ワーキング (1) パブリックコメントの報告 (2) 子ども・子育て支援事業計画（答申案）について
令和 2 年 2 月 26 日	令和元年度第 4 回笠間市子ども・子育て会議 (1) パブリックコメントの報告 (2) 子ども・子育て支援事業計画（答申案）について (3) 令和 2 年度の利用定員の報告
令和 2 年 4 月	子ども・子育て支援事業計画の公表

3 用語説明

(50音順)

行	用語	説明
あ行	1号認定	満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の認定を受けた就学前子ども。
か行	家庭的保育	家庭的な雰囲気のもとで、少人数（1人～5人まで）を対象に、きめ細やかな保育を家庭的保育者の居宅等で実施する。
	教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園（幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設）。
	居宅訪問型保育	住み慣れた居宅（利用する保護者・子どもの居宅）において、1対1を基本とし、きめ細やかな保育を実施する。
	子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、総合的相談支援を提供するワンストップ相談拠点として、様々な機関が個々に行っている支援について、妊産婦等からの相談に基づきコーディネートし、関係機関とのネットワークにより、切れ目のない支援を行う。
	こども育成支援センター	令和2年4月より、地域福祉センターともべ館内に開設。子どもの成長や発達に関し、不安や悩みを抱える方及び、その保護者や家族等に対し、きめ細かい、切れ目のない支援を目指す、地域の中核的な総合支援機関。「支援コーディネート機能」、「相談支援機能」、「育成支援機能」、「教育支援機能(連携)」の4つの機能を軸とした運営を展開する。
	子ども・子育て支援	すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国もしくは地方公共団体または地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。

行	用語	説明
さ行	3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）。
	事業所内保育	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として、事業所のほか、様々なスペースで、数人～数10人程度で実施する。
	施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所の3施設（教育・保育施設）を通じた共通の給付。
	市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての計画。
	小規模保育	6人～19人までの小規模の多様なスペースで家庭的保育に近い雰囲気の中で、きめ細やかな保育を実施する。
た行	地域型保育給付	家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の地域型保育事業に対する給付。地域型保育事業は、児童福祉法において児童福祉施設として位置付けられている認可保育所とは法令上の位置付けが異なり、様々な場所で展開される、市町村による認可事業のこと。
	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」をいう。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。
な行	2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）。
	認定こども園	保護者の就労の有無に関わらず、小学校就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供する機能と地域における子育て支援として、相談活動や親子の集いの場の提供等を行う機能を併せ持つ施設。
は行	保育の必要性	保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで給付を支給する仕組み。

第 2 期
笠間市子ども・子育て支援事業計画

発 行 笠間市
発行日 令和 2 年 3 月
編 集 笠間市保健福祉部子ども福祉課

住 所 〒309-1792 茨城県笠間市中央三丁目 2 番 1 号
電 話 0296-77-1101 (代表)
F A X 0296-77-1146
電子メール kodomo@city.kasama.lg.jp